A/72/684-E/2018/7

総会
経済社会理事会

配布：一般
2017 年 12 月 21 日
原文：英語

総会
第 72 会期
議事日程議題 24（a）
開発のための業務活動：国際連合システムの
開発のための業務活動

経済社会理事会
2018 年会期
2017 年 7 月 27 日-2018 年 7 月 26 日
議事日程議題 7（a）
国際開発協力のための国際連合業務活動：総会および理事会の政策勧告のフォローアップ

2030 アジェンダの実現に対する国際連合開発システムを再配置すること：より健康な地球の尊厳、繁栄、平和のための私たちの約束

事務総長報告書

なお、図表は原典 original から無加工で取り込んだ。不鮮明な場合、原典を参照されたい。http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A%2F72%2F684&Submit=Search&Lang=E から入手可能。

要約

持続可能な開発のための 2030 アジェンダを中核として、本報告は、「2030 アジェンダを実現する国際連合開発システムを再配置すること：全ての者のためのよりよい未来を確保する」(A/72/124-E/2018/3)[a] と題された 2017 年 6 月に発表された私の報告書のフォローアップとして提出される。本報告は、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実現を支持するための集団活動のシステム全体の戦略的文書、および常駐調整官制度のさらなる改善に関する包括的提案を総会が特に求めた、国際連合システムの開発のための業務活動の 4 年毎の包括政策再検討に関する総会決議 71/243 において規定された、2017 年 12 月を期限とした、職務権限に対応する。そのような状況において、本報告は、6 月に前進した提案について推敲しおよび 2030 アジェンダのための、より一貫した、責任のあるまた効果的な支援を確実とするために求められる主要な変化を定めている。

国際連合開発グループにより生み出されたシステム全体の戦略的文書は、国家、地域およびグローバルなレベルで 2030 アジェンダとの提携を加速化するために、各機関の強みをさらに増強し、

[a] 本報告の編集版は 2017 年 7 月 11 日に発行された。本報告の前もっての未編集版は 2017 年 6 月に、総会決議 71/243 の職務権限に従い、2017 年 6 月に発表された。

協働して作業するシステムの途を描いている。それは、本報告書において提唱される一揃いの提案および加盟国によるその審議に基づいて同グループにより最新情報に更新されそして実施されることになっている随時更新される文書であり続ける。

本報告は、私が 6 月に概略を述べたビジョンと初期の提案を詳述したものであり、変革の七つの主要な分野を提案している。全体として考えると、これらの提案は、戦略的な国際連合開発援助枠組を中心とし、また公平で、独立した、権限を与えられた常駐調整官によって主導される新世代の国別現地チームの誕生を可能にするであろう。調整され、修正され、再構築された地域のアプローチが、システム全体の行動を指導し、また結果にとってのさらなる透明性と責任を成し遂げる加盟国にとって刷新された場に加えて、現場において実行される作業を十分に支援するために提案される。2030 アジェンダのためのパートナーシップに向けたより強力な国際連合の制度的対応と、システム全体のアプローチのための措置が取られるであろう。結果への高められた透明性と説明責任を伴い、2030 アジェンダを実現するために、システムの加速された再配置と強化された能力の代わりに、資源のより良い質、量および予測性を成し遂げるために資金契約も提案される。

2030 アジェンダは、人類の福祉を向上させる私たちの最も大胆な枠組である。その高くそびえたつ大志―健全な地球の全ての者の平和と繁栄を確保すること―は、国際連合全体に大胆な変化を等しく求める。この変化の必須事項は決議 71/243 の核心であった。それはまた私のビジョンの背後にある指導的な力であり、国際連合開発システムを再配置する当初の一連の提案であった。国際社会は、持続可能な開発目標を達成し世界の人々により奉仕するための努力を刺激する行動を取ることができる。本報告はただそれを行うための具体的な提案を設定している。

決議 71/43 の採択から 1 年、私たちは、国際連合開発システムの再配置を実現することと、また 2030 アジェンダの大志を果たすことへとより近づきつつある。これは私たちが絶対に利用する、唯一無二の機会－また共有された責任－である。本報告は、私たちが奉仕する人々に対して実現するものであり、目標を共有した私たちの大志に誠実であり続けること、また誰も置き去りにしないという私たち全体の誓約を実行することについてである。これは健全な地球における尊厳、繁栄および平和の将来に向けた私たちの約束である。共に、私たちは、私たちが奉仕する人々により良い結果を実現することができる。

目次

I. 序：2030 アジェンダは変化への私たちの必須事項である 4
A. 国際連合を変革すること 5
B. 国際連合開発システムを再配置すること 5
II. システム全体の戦略的文書：2030 アジェンダの全体的支援を再編成すること 7
A. 2030 アジェンダのシステム全体の再提携を確保すること 7
B. 全体的な結果のための戦略的な行動を指導すること 9
III. 新世代の国際連合国別現地チーム 10
A. 持続可能な開発目標の時代における国際連合国別現地チームの役割と責任 10
B. 国際連合開発援助枠組に立ち戻ること 11
C. 国内における国際連合開発システムの編成を再検討すること 12
D. 共通の事業サービスと事務管理部門の機能 14
IV. 再活性化された常駐調整官制度：公正、独立、権限付与 15
A. 技能と特徴を、国内の持続可能な開発ニーズと提携すること 16
B. 指導力と説明責任を強化すること 17
C. 独立と公平性を達成すること 19
D. 新しい資金取極を通じて結果を可能にすること 22
V. 改良された地域のアプローチ 24
A. 地域の機能と能力の再検討に起因する調査結果 24
B. 国際連合地域組織を最大限利用すること 25
C. 中期的に国際連合地域資産を再編成すること 26
VI. システム全体の結果のための戦略的方針、監視と説明責任 27
A. 開発セグメントと関連するメカニズムのための経済社会理事会の業務活動を再活性化すること 27
B. 合同執行理事会を通じて幹部指導と監視を強化すること 29
C. 独立したシステム全体の評価機能を確立すること 30
VII. 2030 アジェンダのためのパートナーシップ 32
A. 2030 アジェンダのためのグローバルパートナーシップ 32
B. 2030 アジェンダのためのパートナーシップ 32
VIII. 資金契約 34
A. 2030 アジェンダのための配当を実現するために国際連合開発システムに投資すること 35
B. 国際連合開発システムの重要な機能と能力を可能にする資金メカニズムを強化すること 36
IX. 結論 39
A. 変化のために準備すること 39
B. 必要な職務権限 40
付属文書
国際連合システム全体の戦略文書 42

I. 序：2030 アジェンダは変化への私たちの必須事項である

１．持続可能な開発のための 2030 アジェンダは、人類の福祉を向上させる私たちの最も大胆な枠組である。その高くそびえたつ大志―健全な地球の全ての者の平和と繁栄を確保することー―は、国際連合全体に大胆な変化を等しく求める。この変化への必須事項は、国際連合システムの開発のための業務活動の 4 年毎の包括政策再検討に関する目標としての総会決議 71/243 の核心であった。それはまた私のビジョンの背後にある指導的な力であり、「2030 アジェンダを実現する国際連合開発システムを再配置する：全ての者のためのよりよい未来を確保する」(A/72/124-E/2018/3)と題された 2017 年 6 月の私の報告書において加盟国に示された、国際連合開発システムを再配置する当初の一連の提案であった。国際社会は、持続可能な開発目標を達成し、世界の人々によりよく奉仕するための努力を刺激する行動を取ることができる。本報告はただそれを行うための具体的な提案を提示している。

２．6月以来、私たちは全ての観点を聴くために、加盟国、国際連合諸機関、専門的なレファレンス・グループおよび他の利害関係者との集中協議を行ってきた。私たちはまた具体的に全ての問題について検討するために内部および外部の専門家による分析報告書を委託した。そのアウトリーチと分析は、私の初期のアイデアのパッケージを構築することに役立った。

３．2030アジェンダは、開発の経済的、社会的および環境上の側面を統合し、したがって全ての国際連合機関、基金と計画にとっての指針として役立っている。それは人権に根付いており、制度とガバナンスを強化することの重要性を強調している。誰も置き去りにしないという誓約を通じて、それは貧困と排斥により損なわれた自らの可能性を見続けている女性と女児、若者、障がい者、先住民族および貧困と排除により自分の潜在性が害されているとみなし続けるその他の脆弱な人々に焦点を置いている。範囲において普遍的であり、それは持続可能な開発の各国の主要な責任を確認する。同時に、アジェンダは先例のない規模において全体的な行動を求める。

４．2030アジェンダは、変化への私たちの必須事項である。アジェンダに反映されているパラダイムシフトは、国際連合開発システムの一連の技能、指導力および調整、並びに説明責任メカニズムにおける多大な調整を求めている。私たちの努力は、三つの主要な原則：国家のオーナーシップの強化；国家の状況に基づく対応の発展；および現地における開発の結果の効果的な実現の確保、に基づいて継続されなければならない。

５．国際連合、その制度的な仕組み、その支援の質およびその結果の規模が、2030アジェンダの大志に合致するように確保することが私の使命である。何十年もの間、国際連合開発システムは、

開発協力の中枢のパートナーであった。今日、私たちの世界は、気候変動、人権の侵害、不平等と排除、移民と移送、人口転換、急激な都市化および他のグローバルな巨大潮流を含む、複雑な複合的課題に直面している。国際連合は、これら21世紀の挑戦に対処する際に明確かつ重要な役割を担う。人々と地球への最大の影響を与えることは、私たちの考えとアジェンダにより求められている大胆に異なった方法において行動することにかかっている。これは、私たちが貧困の撲滅にお

いてまた持続可能な途に世界を乗せることにより、全ての国家を支援する私たちの道義的責任である。

A. 国際連合を変革すること

６．予防は、紛争を終わらせ、気候変動の影響に対処し、および社会の団結と福祉への脅威を緩和するため国際連合を適合させまた適切に装備させる私たちの取組の中心にある。加盟国と分かりやすく活動しつつ、私は、三つの戦略的な優先事項：持続可能な開発への私たちの貢献を強化する；紛争前後の国際連合の行動を強化し、また平和を持続させるためのより機敏かつ効果的な能力を確保するために事務局の平和と安全の構造を改革する；および実現するために私たちの内部管理を改善することで、国連の主要な変化を概説してきた。私はまた、ジェンダー平等を実施し達成すること、性的搾取と乱用を根絶すること、そして告白者を保護することに向けて措置を取ってきた。

７．これら優先事項は相互に強化し合う。各柱においてより多くの一貫性と説明責任を達成することは、柱の中でのより良い協働と強化された相乗効果を生み出す。より強力な統合された計画とリスク管理能力は、リスクを先読みして処理しそしてシステム全体の資産と専門性を利用するシステムの能力を強めるだろう。私たちの人的資源―私たちの最大の資産である―における簡素化された手続き、分散された行動と投資は、全ての努力を補強する。

８．管理改革は、事務局に対して、必要な場合には、国際連合国別現地チームと関与するために必要な柔軟性、説明責任および代理権を提供するであろう。これは、共通の事務管理機能の共同配置と最適化を含む。事務局により立案された計画は、2030アジェンダの実現のための全体的な支援に関するシステム全体の報告を可能にしつつ、持続可能な開発目標により明確に関連するだろう。さらに、管理改革は、開発分野をも包含するため予測不可能かつ臨時の支出のメカニズムの範囲を拡大するための措置をも含むだろう。これは、自然災害と他の制度的なショックに対して、革新的、長期のアプローチにおける資源のより柔軟な配置と投資を確保するであろう。

９．全ての改革の流れは、同様の抱負：全ての職務権限に合致する国連の有効性を強化すること、結果および資源の使用に対する指導力と説明責任を強化すること；言い換えると、人々と地球にとってより良い結果を実現する反応の良い国際連合を確保すること、を共有している。

B. 国際連合開発システムを再配置すること

10. 決議 71/243 において、総会は、あらゆる種類の開発の課題と機会に対処する、国際連合開発システムのより良いく再配置することの緊急性を強調した。さらに総会は同システムに対して、より戦略的、責任を有し、透明で、協働し、効率的、効果的なそして結果志向となるために、2030アジェンダとその機能と能力を合わせることを指示した[1]。

[1] 決議 71/243、前文第２パラグラフ。

11. 2017 年 6 月、加盟国により要請されまた加盟国の指導の念入りな審議、徹底的なデータ分析と広範囲にわたる協議の後、私は、2030 アジェンダの実現を支援するために再配置された国際連合開発システムの最初のビジョンを提案した。私は、システムの有効性、一貫性、指導力と説明責任を多大に強化するための変化のためのロードマップをも提示する具体的なアイデアと行動の概略を示した。その様なアプローチは、地域とグローバルのレベルの実質的に改善された繋がりにより、国レベルでよりよいシステム全体の調整、計画と説明責任をもたらすであろう。それはシステムに対して統合された支援、広がっている政策、パートナーシップ、資金調達とデータを政府に提供するのに必要な手段と専門性を与えるであろう。

12. 2017 年 6 月の私の報告において強調されている通り、この予想されたアプローチは現実的である。それは、加盟国により設定された高いハードルに応じる私たちの能力を現在損なっているシステムの調整機能を強化し、バラバラになった資金の基盤に対処する著しい変化を提案する。

13. 現在の報告書は、再配置された国際連合開発システムの私たちのビジョンを現実のものに変えることのためのより詳細な提案を提供する。それは、相互に強化するために設計された七つの主要な変化についてのパッケージを提示する。これらの変化は、2017年 6 月の私の報告において提案した38の行動と勧告に及ぶ措置を網羅している (図 1 を参照)。そこには次が含まれる : (a)全体的責任を確保し、2030アジェンダを支援する国際連合開発システムの提携を加速するためのシステム全体の戦略文書 ; (b)強化された一連の技能、最大限利用された物理的な駐在および統合された効果的な事務管理支援を伴う新世代の国際連合国別現地チーム ; (c)権限を付与されたまた公正な常駐調整官制度 ; (d)強化された経済社会局により補完される、改良された地域アプローチ ; (e)改善された戦略的指針、透明性および説明責任 ; (f)パートナーシップへのシステム全体のアプローチ ; および(g)全ての他の変化、加盟国と国際連合開発システムとの間の新しい資金契約を支えること。

14. 国際連合開発システムは、重要な時期を迎えている。世界中において、市民社会が成長を支援し、民間部門は関与することの利益を認識し、ますます多くのリーダーが事業の背後に彼らの政治的な重きを置くなど、持続可能な開発目標の背後で堅実な勢いを見ることができ、そしてそのことは、多くの者にとって多くの可能性を有している。2030 アジェンダは、人々のニーズと希望を反映している。それは、一方では環境と全ての者の尊厳と権利を保護する一方で、ミレニアム開発目標の未完の事業を完成させること、および経済と消費と生産の様式を変化させることを目的としている。同アジェンダが対象とする期間として 2 年になり、実現するために国際連合の能力を造り直すことにおいて失う時間はない。私は、加盟国がこの切迫感を一般に共有していることを知っており、そして私は、世界中の、困窮する人々により良く仕えるという私たちの共有の目標に達する加盟国の時宜を得た決定を期待している。

図 1

6 月から 12 月 : 事務総長の二つの報告

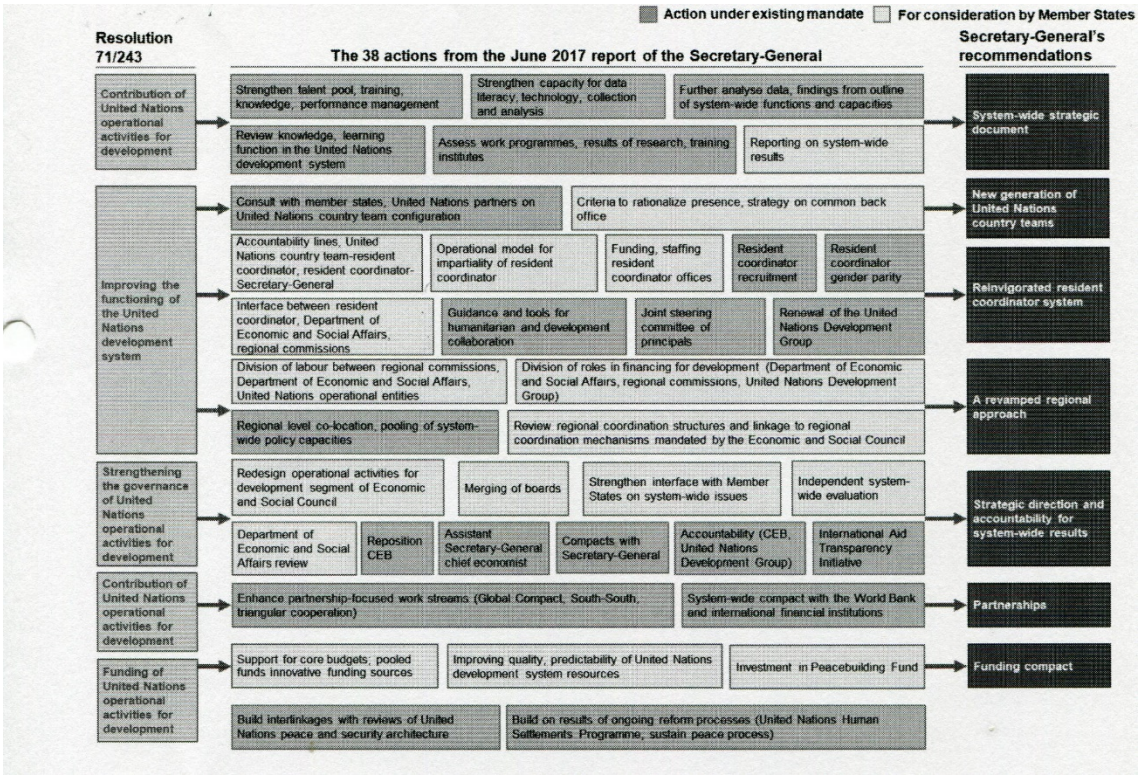

II. システム全体の戦略的文書：2030 アジェンダの全体的支援を再編成すること

15. 2030 アジェンダの履行は、ほとんどの制度が以前には達成しようと試みなかった多様なアクターと資源、専門性、知識および支援を通した統合と協同のレベルを必要とする。国家は先頭に立ち、国内の開発計画および結果枠組において持続可能な開発目標の中に持続可能な開発目標の定着において重要な進展をもたらしてきている。これまで、114 か国の政府―先進国も途上国も同様に―が、2030 アジェンダの実現を始める際に、国際連合の支援を要請してきている。64 の加盟国―国際連合加盟国の 3 分の 1―が、持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムにおいて自発的な国のレビューを通じて目標に向けた自国の進展を発表してきていた。さらに 42 か国が 2018 年に自国の国家報告書を発表することになっている。

16. さらに、国際連合国別現地チームは、改訂された国際連合開発援助枠組と、規範的な任務と業務的な任務を統合する柱相互間のアプローチの約束を示している合同計画手段を含めて、2030 アジェンダと彼らの作業をよりよく提携するために措置を取っている。国際連合開発システムのある機関は、アジェンダと自らの戦略計画を~~も~~また合わせて来ており、自らの作業の中に持続可能な開発目標を主流化している。他の機関は、「一貫性を持った支援」のための基準標準的な業務手続を実施している。近年その機能を合理化してきた国際連合システム事務局長調整委員会（CEB）は、同目標を達成する指導力を提供するシステム全体の政策議論の重要性を向上させてきた。

A. 2030 アジェンダのシステム全体の再提携を確保すること

17. 2030 アジェンダとシステム全体との連携の規模と速度は、しかしながら、アジェンダの大志と加盟国の努力並びに期待に合致するように採用されまた急激に向上されなければならない。これ

が、決議 71/243 に従い６月に、加盟国に対して示された、国際連合開発システムの機能と能力のシステム全体の骨子の主要な結論であった。この骨子は、国際連合開発システムが、ミレニアム開発目標から 2030 アジェンダへの移行を未だ完了していないという堅牢な証拠を示した。その資金と職員は、限定された数の持続可能な開発目標に、特にミレニアム開発目標枠組から展開したものに集中し続けた。

18. 六つの主要な勧告が、国際連合開発システムと 2030 アジェンダの再連携を加速化するために、機能と能力のシステム全体の骨子から生じた。

19. 第一に、システムは、統合された政策アドバイス、規範と基準の実施への支援、ならびにデータ収集と分析に関するその能力を強化しなければならない。これは、一連の技能の強化と再形成の規模拡大を必要とするであろう。さらに、国内の能力開発が国際連合開発システムの最も重要な機能であり続け、全ての機能において優先権が与えられなければならない。

20. 第二に、システムは、持続可能な開発目標の実現を支援するために、資金調達、パートナーシップおよび技術を利用し、国家に対して支援を強化するため、より徹底的な専門性を必要とする。政府は、2030 アジェンダを達成するために、特に、政府は、行動、経済、産業およびインフラストラクチャーの変革を必要とする新しい一連の目標に移行する際に、全ての種類―公的および民間、国内およびグローバル―の投資を動員することを必要とする。

21. 第三に、骨子は、水と衛生（持続可能な開発目標６）、エネルギー（目標７）、産業とインフラ整備（目標９）、持続可能な消費と生産（目標 12）および環境（目標 13、14 および 15）への全体的な支援における多大なギャップを明らかにした。それはまたジェンダー平等と女性の地位と能力の向上への私たちの投資が不十分であることを示した。システムは、持続可能な開発目標の適用範囲において、これら分野別ギャップを埋め、これら目標の横断的な性質により求められる結び付いた対応を確保する効果的なメカニズムを導入することを必要とする。さらに、骨子は、私たちの作業に多大な重複があることを明らかにし、よりよい分業、強化された調整と効果的な説明責任システムの必要性を確認した。

22. 第四に、国際連合開発システムは、国家への「国連全体」の専門性の提供を拡大するために、国のレベルで、より結合し、統合されることを必要とする。これは、共同分析の強化、内部の知識のより良い活用、現存の一連のデータと資源をより利用できるようにすることを意味する。専門機関、基金と計画もまたシステム全体の職務権限と行動および全体的な結果により責任を有することを必要とする。

23. 第五に、国際連合開発システムの諸機関は、グローバルな、地域的なそして国のレベルで分類された、比較可能な、システム全体のデータを作り出すため内部のデータ収集メカニズムを改善し調和させることを必要とする。これは、加盟国と国民の期待に沿った、機能と能力による、また達成された結果の、持続可能な開発におけるシステムの全体的な投資のより良い獲得を可能にするで

あろう。そうすることにより、システムはまた国内制度へのその支援の規模を拡大する必要がある。というのは、国内制度が統計的な能力とデータ管理の能力を強化するからである。

24. 最後に、全体的な支援は、財政的に励みになるものを与えられることを必要とする。私たちの資金の基礎は、極めてバラバラになっており、全てのノンコアのフローの 91%が単一の機関のプロジェクトに分配されており、わずか 6 パーセントのみが機関間で共同出資された基金を通じて用いられている。さらなる資金が、共同計画と、プロジェクトに基づくよりも結果に基づく他の資金メカニズムに注がれ、また非効率な競争よりも協力を促すために必要である。

B. 全体的な結果のための戦略的な行動を指導すること

25. 加盟国の要求に沿って [2]、国際連合開発グループは、これら勧告をシステム全体の戦略文書に直した。[3] この作業は、国際連合開発グループの議長の全体的な指針およびグループの副議長の直接の指導力の下、グループの全ての構成員と協議して、国際連合諸機関のコアグループが先頭に立って行われた。それは本報告書においてなされた完全な提案の一揃いおよび加盟国によるその審議を基に、グループにより最新情報に更新され実施され、随時更新される文書であり続けるであろう。加盟国による意見の提供に続く改定された一連の行動と共に、最初の更新文書は、経済社会理事会の 2019 年会期の開発セグメントの業務活動期間中に、同理事会に提出されるであろう。

26. システム全体の戦略文書は、持続可能な開発目標に対するその全体的な支援における機関間アプローチ、一貫性および説明責任を強化する具体的な行動に着目しつつ、2030 アジェンダとのシステムの提携を指導しまた加速化するであろう。この文書は四つの基礎について構成されている：国際連合憲章全体に及ぶ 2030 アジェンダへの一貫したまた効果的な支援；目標への支援において強化されることが必要なシステム全体の機能；全体的な結果へのシステム全体の手段；およびこれらの取組を補強するより効果的な資金メカニズムである。各基礎は、国際連合開発グループを中心にして、国際連合開発システムにより実施される一連の期間を定めた行動を含む。

27. 文書は、持続可能な開発目標の範囲における、重複を減らしまたギャップを塞ぐための比較優位を利用できることを確保するために、強化された能力を提供する措置に焦点を合わせている。それは、2017 年 6 月の私の報告に公表されていた通り、国際連合の作業計画と様々な調査と訓練施設の結果の再検討を通したものを含み、2030 アジェンダに対応する国際連合開発システムの一連の技能を修正し強化する措置を特定する。それはまた、即座の全体的な注意喚起を必要とする持続可能な開発目標の一連の技能あるいはテーマ別分野に関する対象を特定したシステム全体の最重要の活動を描く。

28. 同文書は、決議 71/243 において権限を与えられた変化のプロセスをもたらす説明責任の文書

[2] 決議 71/243 において、総会は、国際連合開発システムの諸機関の長に対して、事務総長の指導力の下、骨子から生じた勧告を具体的な行動に直している、システム全体の戦略文書の策定を要請した。
[3] 本報告の付属文書を参照。

として最終的には役立つであろう。それは当初は、2018-2019 年の期間のために形作られ、後には 4 年毎の包括的政策再検討の 4 年サイクルに合わせられる。私は戦略文書の実施に関して、国際連合開発システムと経済社会理事会との間のより強固な接点のために、現報告書において提案される措置として、毎年、最新情報を同理事会に提供する予定である。

29. システム全体の戦略文書において概説された行動は、現存の資源と職務権限内において、システムを再配置するために既に取られた行動に基づきまたそれを補完する。2030 アジェンダの実施へのシステムの全体的な貢献に関する戦略的な指示、公正な監視および説明責任を強化するために、私は、アジェンダの実現へのシステムの国内の貢献に関して、戦略的な指示、公正な監視および説明責任を強化するために、国際連合開発グループを再活性化してきた。私はまた人道的協力および開発協力を前進させるために、合同運営委員会を設立した。副事務総長の議長の下で活動しつつ、両メカニズムは、各副議長による強力な業務上の指導力に依存している。

30. 特に、国際連合開発計画（UNDP）の総裁は、全グループの戦略的な指導の下、国際連合国別現地チームの、業務的調整と一貫したまた計画的支援を確保する、開発グループ諸機関のコアグループを指導するという重要な機能により、国際連合開発グループの副議長を務めている。緊急援助調整官と UNDP 総裁は、合同運営委員会の任務において、合同支援チームを率いて同委員会の副議長を務めている。私はまた、2030 アジェンダの包括的な、統合された性質と、その大志の規模を反映するため、国際連合開発グループを国際連合持続可能な開発グループと名称変更する。これら措置は、決議 71/243 において定められた、より広範なシステム全体の一貫性のための特別な職務権限に対応する。

31. 総会決議 70/299 に沿って、私はまた、2030 アジェンダおよび第三回開発資金会議のアジス・アベバ行動目標の再検討とフォローアップのための政府間プロセスへの支援を提供している、その活動の流れを強化しよりよく連携することを；また政策分析と知識提示のためのその能力を向上させることを、経済社会局の新しい指導力に委任してきた。私はそれらが、グローバルなレベルで、持続可能な開発政策の最先端でのその役割を再び主張し、そして 2030 アジェンダの実現において加盟国へのより良い支援を提供する権限を与えられた、より効果的で効率的かつ再調整された同局をもたらすことを想像する。再配置された部局に向けた主要な措置は、開発のための経済と資金調達の最優先化を反映し、この分野におけるシステムの政策能力を強化する、チーフ・エコノミストの差し迫った任命である。私は同局に対して、その再検討の結果に関して 2018 年の第一四半期中に私に報告を行うことを要請しており、その後、私は、加盟国に対して改革の方向性について最新情報を提供する。

III. 新世代の国際連合国別現地チーム

A. 持続可能な開発目標の時代における国際連合国別現地チームの役割と責任

32. 新世代の国際連合国別現地チームについての私のビジョンは、国の優先事項と状況に基づく。

国別現地チームは、包括的で、広範囲に及びかつ、最も取り残された人々にまず届くことに焦点を絞った 2030 アジェンダに対応することが必要である。これは、指導力（如何に常駐調整官がシステム全体の支援を駆使し、諸機関の責任を問うことができるのか)、構成（物理的な駐在といかに機関がチームとして共に働くのか)、並びに修正することと能力（資源、知識と一連の技能）への新しいアプローチを取ることを必要とする。

33. 国別現地チームの構成、一連の技能と計画的な集中は、持続可能な開発目標の概念上のパラダイム転換、普遍性および多面的な性質をよりよく反映しなければならない。多くの場合に、国別現地チームは、とりわけミレニアム開発目標の枠組から発展した、限定された数の持続可能な開発目標に焦点を絞ったままである。転換を行うことにおいてシステムはその主要な比較優位：持続可能な開発の全ての次元を通して業務上のまた規範的な支援を結びつける能力；その正当性と普遍的な到達範囲；国家におけるほぼ普遍的な駐在と国家の状況と抱負への深い理解を活用する。

34. 国際連合開発システムは、持続可能な開発目標に向けた国家の針路において全ての国家に対する関連パートナーとしてあり続けなければならない。私たちの優先権は、最も脆弱な（後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国、アフリカ諸国および危機の影響を受けた諸国）に焦点を絞ったままであるが、しかし私たちは中所得国への支援を再活性化し、また 2030 アジェンダに関して高所得国との異なる形態の関与を模索するであろう。私たちの共通の主張は、人の住む場所に関わらず、誰も置き去りにしない、である。国別現地チームと常駐調整官は、時には緊急時の、変容する国家のニーズにより柔軟に適応するための手段を必要としている。国別現地チームや常駐調整官は、包括的且つ持続可能な開発に向けた変革的行動を可能にする洞察力を生みだすための出発点としての変わりやすさと複雑さをとる先見の明の方法論とアプローチにおける能力の強化もまた必要としている。

35. 加盟国との普遍的だが差異ある関与を確保することにおいて、私たちは、持続可能な開発目標全体に及ぶ国家の優先事項を支援する専門性と、国際連合業務能力の最高に活用された混合を確保するために、要求志向型モデルを提案する。それは、強化された機関間計画立案メカニズム、物理的駐留および共通のサービスのより創造的なモデルにより支援されるだろう。それは、国内のパートナーへの提案を拡大するためグローバルなまた地域的なレベルでの専門的また非常駐の機関とのより強力な連携、現地の当局、議会、市民社会、準地域的な、地域的なそして国際的な制度、学界、ビジネスおよび慈善組織とのより強力なパートナーシップに依存するであろう。

B. 国際連合開発援助枠組に立ち戻ること

36. このモデルを運用できるようにするために、現在の国際連合開発援助枠組は、2030 アジェンダの支援において唯一の最も重要な国際連合国別計画手段として位置づけられるであろう。システムは、各国に設立する理想的な国際連合開発システムを特定するためにより強固な計画プロセスを必要とする。国際連合開発援助枠組は、政府との再活性化されたパートナーシップを求める、持続可能な開発目標の包括的かつ統合された性質をよりよく反映するために再検討されまた改称され

る。個別の国別プログラムの文書は、枠組と十分に連携されることを必要とするだろう。職務権限が開発のための業務活動の一部ではない場合、一貫性は、国家の成果に対する全体的な貢献への集中を通じて達成されるであろう。これは、危機の最初からの制度構築と強靭さにより集中すること、そして長期の開発に戻るより円滑な移行を確保することを助けるであろう。

37. 国際連合開発援助枠組は、持続可能な開発目標を統合しつつ、各国における国の開発優先事項への、明確で、行動志向的な国際連合の対応にならなければならない。枠組は、５年間、国の状況と関連する地域の力学に対応することにおいて、同様の包括的かつ統合されたアプローチを取るであろう。枠組は、持続可能な開発目標と脆弱な住民へのあらゆる脅威が十分に予測されまた緩和され、また可能な場合には防止されることを確保するためにより危険についての情報を知らされている必要がある。長引く危機の状況において、複数年の人道的対応計画は、全体的な結果に焦点を絞ることを確保するために枠組と調和しなければならない。明確な国家の指導力の下、市民社会、開発パートナー、ビジネスと他の利害関係者は、枠組の設計、実施、監視および評価の間を通して、広範囲に渡って関与しなければならない。最後に、枠組の評価は、業績と結果を継続して改善するための取組の不可分の一体として、重要な調査のための基盤を提供しなければならない。

C. 国内における国際連合開発システムの編成を再検討すること

38. 私たちは、ほとんどの諸機関が独立型である駐在のモデルから、国内の優先事項に対してより目的に合わせたまた統合された対応を提供するモデルに変える必要がある。国際連合開発システムが、各個別の機関の歴史的発展を主として反映した、物理的な駐在という幾分標準化されたモデルから脱却することが重要である。もっとも最近の 4 年毎の包括的な政策再検討監視および報告調査において、半数以上の政府が、国際連合が「その国での駐在を定着させることは「極めて重要」であると報告した。これはまた、全ての集団を超えて、加盟国との私たちの協議期間中において強力なメッセージでもあった。

39. 関係政府により同意された、強化された国際連合開発援助枠組は、各国際連合国別現地チームの活動、駐在および構成を再考することにおいて出発点となる。チームの構成員の構成は、常駐調整官により助長され、受け入れ国政府と国際連合開発システムとの間のオープンな議論において、それぞれの枠組のサイクルの最初に特定されなければならない。このプロセスは四段階を含む：

(a)第一段階は、国際連合開発援助枠組において把握されている通り、国のニーズと優先事項に対応する、国際連合から要求された具体的な専門性を決定することである;

(b)第二は、定められた優先事項の支援において自らの比較優位に照らして国内で積極的になることが必要な諸機関の特定である。比較優位の評価において、維持し続けるであろう規範的な諸機関の特定された職務権限と責任を念頭に置くことが重要である;

(c)第三に、国際連合国別現地チームと受け入れ国政府は、機関による計画的な活動の規模が業

務および行政費を圧迫するのかどうかを評価するため一連の指標基準を採用する。これは、相対的な許容範囲、とりわけ、業務経費と比較した計画支出の比率、並びに国別現地チームの年間総支出の 10%以下の支出のある諸機関の特定化に基づく。相対的な許容範囲の利用は、類似した持続可能な開発の地位に在る諸国家間においてでさえ、状況の違いを反映する十分な微妙な差異を認めるので絶対的な許容範囲よりも好まれた。

(d)最後に、関連する国際連合諸機関は、常駐調整官の助言により、国内における物理的な駐在の必要性そしてそのタイプを考慮するであろう。これに基づいて、常駐調整官は、国際連合開発グループに、内部の終了と受け入れ国政府へのその後の勧告のために、国別現地チームの構成の提案を提出するであろう。

40. これらの措置は、国内の指導力原則を再主張する、柔軟な、効果的また効率的なアプローチを確保するために考案されている。例外は政府の要請または、職員や予算の許容範囲が合致しないが、国際連合開発援助枠組の優先事項への効果的な対応のための駐在の種類タイプを必要とする可能性のある諸機関において生じうる。

図 II
国内の駐在を決定する指標基準

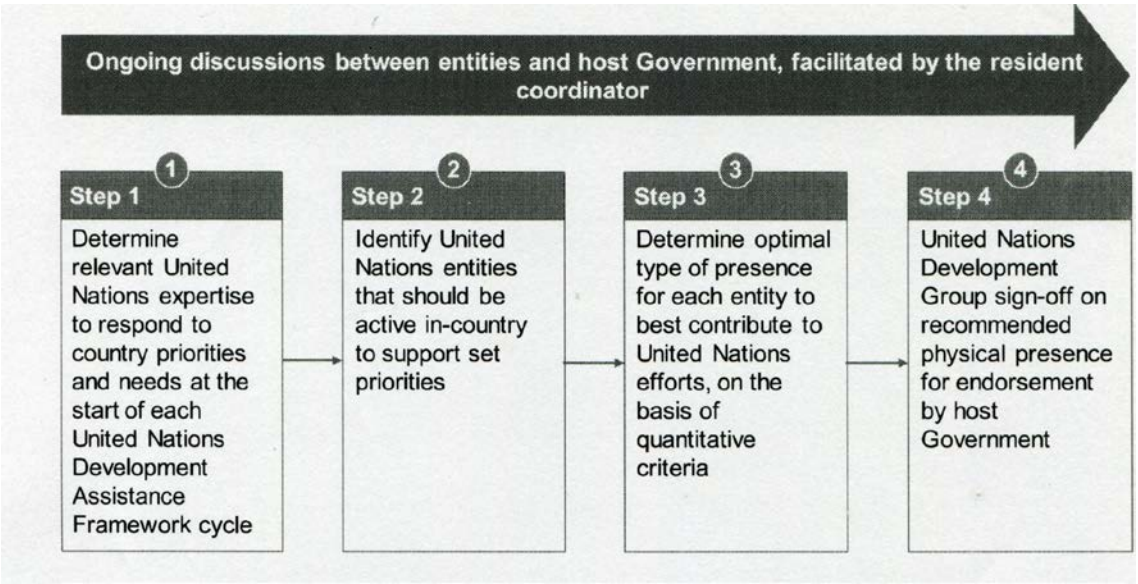

41. 機関の駐在を決定するこのアプローチは、適切なシステム全体の能力への集中を促進し、作業のより統合的、効果的および機敏な方法を奨励する。上記に述べた基準に合致しない機関は、より広範な国際連合システム、政府および/あるいは外部パートナーの駐在と能力を利用することにより自らの国内での活動を続けるであろう。多くの機関が、政府を支援するためにより費用対効果の良い方法を既に考慮しはじめ、また常駐調整官事務所あるいは関連する職務権限を有する他の機関内における出向や共同配置などの代替モデルを探求してきた。私たちはこれらモデルとアプローチを体系化しなければならない。常駐調整官はまた、国際連合開発援助枠組の形成および国別現地チーム会合への参加を確保しつつ、常駐していない機関と率先してまた定期的に関与する必要があるであろう。

42. このアプローチはまた極めて特別な状況と地理的背景において活動する、国際連合国別現地チームの有効性と影響を最大化するであろう。ニーズに基づくアプローチと量的基準の混合は、実践的かつ費用対効果が良いが、微妙な違いのあるアプローチを提供するであろう。それは私たちに、特徴的な一連の優先事項と各国家の状況に従い、国際連合の駐在を「調整」することを可能にするであろう。例えば、小島嶼開発途上国は、自国の小規模さ、乏しい資源の基礎、および気候変動と経済ショックへの脆弱性から生じる、具体的な課題への十分な対応を必要とする。このような状況における新世代の国別現地チームの実施において、私たちは国際連合複数国事務所の構成、役割および開発サービスを再検討しまた適切に目的に合わせなければならない。

D. 共通の事業サービスと事務管理部門の機能

43. 私は国際連合国別現地チームにおける共通の事業サービス活動を斬新させることに専念し続ける。これは加盟国による長年の要請であり、共同の作業を可能とし、計画の一部として再展開されうる効率性を引き起こす重要な措置である。私たちはしたがって、国際連合開発グループの諸機関との協議により、事業活動へのシステムの現在のアプローチへの再検討を続けてきた。この再検討は共通の事業活動の重要な可能性を確認してきた。

43. 前進することにより、私は、「一貫性を持った支援」アプローチの一部として、近年達成された進展に基礎を置くつもりである。そうすることにより、国レベルでの事業活動戦略の運用開始はさらに規模が拡大されなければならない。私は全ての国際連合国別現地チームに対して、現存する26か国の経験に基づいて、2021年までに改善された事業活動戦略に従うことを確保することを奨励する。その目標に向けての進展はまた、国際連合開発システムの諸機関による政策と手続の相互認識に関する進展次第である。したがって、私は全ての諸機関に対して、決議 71/243 において規定された、職務権限に合致する取組を加速し、機関に及ぶ積極的な協力を促し、政府と協力する機関との取引費用を減らす目的で、政策と手続に関して最善の慣行の相互承認の原則に従って行動することを、要請する。[4]

45. 私たちはまた、規模のより大きな経済と、私たちの最も重要かつ費用のかかる実際の物的資産である共通の施設のより戦略的な利用を確保しなければならない。私たちは世界中に2,900以上の国際連合の施設があり、そのうち16%のみが共通の施設である。私たちは2021年までに国際連合の共通の施設の割合を50%に増やそうとしている。この目標に向けて進むために、私は国際連合開発グループに対して、共通の施設の先頭に立つ業務上の実行可能性と政府の関心がある場所を決定するために再検討を行うことを要請した。

46. 新世代の国別現地チームに向かう動きにおいて、私たちは私たちの大志に向かう措置を取る必要がある。共通の事業活動へのより強力な集中は、計画に転換できる実質的な節約を生み出すこと

[4] 決議 71/243、第52項。

ができる。加えて、それは私たちに、より統合された技術と進歩した管理実践の適用を可能にする。「このことは同様に、サービスの質、それは顧客の満足度とリスク指標と管理の両方に関して提供される質を向上するであろう。最後に、また最も重要なこととして、これは国際連合の諸機関が自らの職務権限と計画の機能に集中することを可能にするであろう。

47. 私はしたがって、ハイレベル管理委員会および国際連合開発グループに対して、2022 年までに全ての国際連合国別現地チームの共通の事務管理部門の設立を予見する戦略を考案することを要請している。これは、全ての位置依存サービスが国のレベルで統合されることを意味する。私たちの焦点が現地での事業活動に残るとは言え、本部組織の再考案もまた求められる。この取組の一部として、共有されたサービスセンターの六つから七つのネットワークへの位置依存事業活動の可能な統合を含み、私たちは様々な選択肢を探求する。このネットワークは、その規模と地理上の範囲を利用して、システムにおけるより大規模な諸機関により管理され、またシステム内の他の諸機関にもサービスを提供する。

49. 短期的に、私たちはこれらアプローチをテストし、今後の方向性を伝えるために、試験的なものに着手することにより進むつもりである。この試験的な段階は、関心のある諸機関にとっては、迅速な進展を確保する、加入/脱退モデルに基づくであろう。それは専従の機関間チームにより支援される。これはまた、全ての国際連合諸機関が、システムの他の諸機関に提供しあるいはそこから購入できる、事業活動サービスのハイレベル再検討を行うことを必要とする。

49. 最後に、私たちの組織の事業活動の文化は、リスク回避型法令遵守から、リスクを知らせるサービスへと変わらなければならない。そのような変化を前進させまた監視することを助けるために、また他の産業における最善の実行を利用するために、私は、国際連合開発システムの全ての機関に対して、全ての事務管理サービス部門に関する、顧客満足度を測ることを求めてきた。

IV. 再活性化された常駐調整官制度：公正、独立、権限付与

50. 再活性された常駐調整システムは、再配置された国際連合開発システムの中心である。決議 71/243 において、総会は、国際連合国別現地チームに関して強化された指導力と責任に基づいた、常駐調整システムのさらなる改善に関する包括的提案を要請した。これに応じて、私は、6 月に、公正で権限を与えられた常駐調整システムの私の最初のビジョンを共有した。フォローアップ再検討は、システムが大胆な変化を必要としている私たちの核心を強化した。システムは過去 40 年間、現地において一貫性をもたらすことに役立つ一方で、今では、2030 アジェンダのニーズに対応するには不適切に妥協しないのである。

51. 決議 71/243 自身において、総会は、十分な指導力、特権、公平性、管理手段、経験および一連の技能の欠如を含む、常駐調整官の能力を制限する様々な要因を確認した[5]。そのような特徴は、

[5] 決議 71/243、第 55 項。

国家のパートナーのための取引費用を削減すると同時に、政府が、常駐調整官がシステムの影響を増加させるためにより強力な役割を担うことを生じさせることへの関心について表明した、最新の4 年毎の包括的政策再検討監視調査にも反映されていた。ここ数か月間に実行された広範囲な協議において、私たちは加盟国、常駐調整官、国際連合国別現地チームおよび他の利害関係者から―調整における多大な変化が国際連合開発システムにおける革新的な変革にとって決定的であることを―繰り返し耳にした。

52. 常駐調整官システムは、より多くの説明責任と公平性を伴い、持続可能な開発目標の実現をよりよく支えられる、より統合された作業モデルに代わらなければならない。新しいシステムは常駐代表に、より多くの権限を与えることを必要とする；現地のニーズに対して、機関、基金と計画の実質的な能力の関連性を増やし；全体的な結果により明確な説明責任の方針を確立し；システム全体の取組を奨励する十分な資金と資源を確保する。このモデルは、常駐調整官/国際連合国別現地チームの自由になる利用可能な手段および、常駐調整官の募集と評価のための明確、公正なシステムを含み、システムの内外において多様な革新と学ぶべき教訓を増強するであろう。

A. 技能と特徴を、国内の持続可能な開発ニーズと提携すること

53. 常駐調整官として仕えることは、国際連合におけるもっともやりがいのある仕事の特徴である。しかしながら、常駐調整官の能力、選出および配置が 2030 アジェンダの要求における変化に応えるためにさらなる取組が求められる。幾つかの重要な変化が実行されなければならない。

54. 第一に、常駐調整官は、2030 アジェンダへの概念上の変化および国内の計画プロセスへの深い理解を有する、強力な持続可能な開発の専門家でなければならない。これら能力の強化は、協力的な様式において一貫性を駆使する、強力な指導力、チームの構築およびコミュニケーションの技能でなければならない。更に、常駐調整官は 2030 アジェンダのニーズに対処するために、政策統合、データ、技術革新およびパートナーシップ開発に関するしっかりとした知識を必要とする。資金調達に関する知識は、国際連合国別現地チームが、持続可能な開発目標の実施に向けた資金調達の再提携、動員および融資の利用を増加する上でますます重要になってくるであろう。常駐調整官は、また、現地の当局と議会並びに他の開発アクターを含む、受け入れ国政府と効果的なパートナーシップを維持するために、必要不可欠な政治的見識を備えなければならない。

55. 第二に、常駐調整官は、加盟国の開発優先事項に対処するために、国際連合システム全体の専門性と資産を活かすことができなければならない。彼らは、2030 アジェンダの実現に国際連合システムの実質的な貢献を導き、また結果をもたらすために統合された分析、計画と将来のプロセスに関して、国際連合国別現地チームを導くことができるべきである。これに関して、私たちは一つのチームの下で、常駐調整官/人道調整評価、入門研修、訓練、技能および指導力開発の現在のプロセスにおいて取組をますます統合する。これは、これらフィールドの指導者にとってより統合されたグローバルな支援を生み出すだろう。

56. 第三に、常駐調整官は　開発・人道―平和構築の連続性において働くために用意されなければならない。これは関連する国際連合規範枠組への強力な理解と、それら規範と基準を、持続可能な開発に向けたシステム全体分析計画とプログラミングに変形させる能力を含む。国の状況がそのように求められている場所において、常駐調整官は人道的対応を効果的に主導する能力を有していなければならない。紛争および紛争後の状況において、彼らは国際連合国別現地チームが統合された方法において、国際連合平和維持あるいは政治ミッションと共に、強靭さを構築しまた平和を持続することに十分に貢献するために働くことを確保する必要がある。私たちはまた、機関間の動員を改善しまた将来の常駐調整官のためのルートを強化して、機関間の動員が（国際連合の柱に及ぶことを含めて）適切に刺激を与えられていることを確保するために、措置を取らなければならない。

57. 第四に、常駐調整官のルートは、最善のまた最高の持続可能な専門家を国際的にもたらさなければならない。ジェンダー平等と地理的多様性は、国のニーズと 2030 アジェンダと共に常駐調整官の技能とルートを連携させる上で重要である。基礎となるよい根拠がある：常駐調整官のポストの 47%が現在女性により占められている。私たちは、今では、完全な平等と、地理的バランスを達成するための平等な取組が必要である。

58. 前進して、私たちは、全ての新しい常駐調整官への、独立した、能力主義に基づく評価の必要性を維持するであろう。そうすることにより、私たちは、機関間任命プロセスの透明性と独立性を強化し、また国際連合の外部から資格のある個人へのアクセスの増加を促す方法を模索する。管理および平和と安全の改革に沿って、私はまた、指名された治安職員および人道調整官のように、常駐調整官により担われている様々な役割に提供されている、指導力の開発の機能と多様な計画を簡素化することを計画している。

B.　指導力と説明責任を強化すること

59. 国家レベルでの開発活動への私が任命した代表として委任を受けた常駐調整官は、管理、説明責任とガバナンスの明確な枠組内において活動しなければならない。そして彼らは強化された常駐調整官事務所により支えられ、さらにより統合された支援を促しうる共同管理された資金にアクセスする必要がある。

60. 一連の最小限の権限が、常駐調整官がその役割を遂行するために制度化されなければならない。常駐調整官は、政府の優先事項への国際連合の戦略的対応を特定し合意するために、受け入れ国政府との協議において国際連合国別現地チームを指導する。国別現地チーム内のコンセンサスがない場合には、常駐調整官は、決議 71/243 と一致して [6]、また同意された紛争解決メカニズムに従い、国際連合開発援助枠組における戦略的目的について最終的な決定を行う。常駐調整官はまた国レベルの駐在と指導力の特徴を国別現地チームの構成員に伝え、また枠組の優先事項の提携を確保するために、関連計画の打ち切りを伝えなければならない。さらに、国レベルの作業を支援する全ての

[6] 決議 71/243、第 57 項（a）.

機関間の共同管理された資金は、常駐調整官により審査されまた国家の優先事項との連携を確保するために枠組に含まれなければならない。このような最小限の権限は、結果集団への支援と監視、合同計画および他の機関間のイニシアチブを含む、国別現地チームの合同活動に対する常駐調整官の現在の指導力の上に築かれるであろう。

61. マトリックス化された報告モデルは、個人の職務権限および集団の結果の説明責任を確保するために求められる。国際連合国別現地チームの構成員は、彼らが自らの職務権限を実行する際に、各機関に十分に責任を有し続ける。同時に、機関の指導力は、現地における結果の実行に全体的な対応を支援しなければならない。国別現地チームの構成はしたがって、全ての国内の活動に関して、彼らの機関、基金または計画の本部と直接の指揮命令系統を維持する。さらに、国別現地チームの構成員は、相互説明責任の文脈において、2030 アジェンダの実現に関して常駐調整官に報告する。全体的な結果の説明責任の範囲を特定する際に、常駐調整官および関連する国別現地チームの構成員は、監視と調整の目的で、特定の職務権限、規範的機能あるいは他の例外的な状況ゆえに、いずれの活動が国際連合開発援助枠組の外で、また機関の本部に直接に結びついている必要があるのか、議論する。

62. 私たちはまた、国際連合開発グループの戦略的指導力の下で、相互の説明責任を強化するために現在の国際連合国別現地チーム業績評価システムを拡大する。常駐調整官は、国別現地チームの構成員の業績を評価し、国別現地チームの長は、常駐調整官の業績について伝え続ける。この業績評価システムは、国別現地チームの構成員の職務記述書、業績評価および関連の計画文書にも反映されなければならない。二重の指揮命令系統は、強化された説明責任と共に、現地へのより多くのインパクトに二つの重要な変化をもたらす：それらは国際連合開発援助枠組の中断としての結果に向けて、国別現地チームを運営する常駐調整官の能力を強化し、また国家の優先事項に対し共有された業績への国別現地チーム内の相互の説明責任を強化するであろう。

63. 権限を与えられた公正な常駐調整官システムは、全体的に所有された紛争解決メカニズムにより補強される必要がある。紛争解決メカニズムは、国際連合開発援助枠組、計画のギャップと重複などの問題について、常駐調整官と機関の代表の間での紛争や、常駐調整官が、個別の国の計画が枠組に逆らって行われうると信じる状況において、解決を模索しようとする。その様な状況において、常駐調整官は、国際連合開発グループと関連する地域の局長との協議の後に判断することができる。最終的な手段として、この問題は開発グループに段階的に拡大される。

64. 常駐調整官は、人道調整官でもあり二重の立場であり続け、また関連する状況においては、事務総長特別副代表として三重の立場でもあり続ける。改善された常駐調整官システムは、人道危機や平和構築の状況において明確に権限を特定する。常駐調整官/人道調整官と人道問題調整事務所との説明責任の境界線も、常駐調整官/人道調整官が十分に権限を与えられまた人道的な機能を実行するために支援されることを確保することにより、強化される。

65. 常駐調整官事務所は、国際連合国別現地チームの十分に実質的な能力を確保するために十分に

職員が配置される必要がある。特別な資格は、ニーズと状況により異なる。2030 アジェンダに対する、また現在の常駐調整官による情報に基づく再検討は各常駐調整官事務所における５名の実質的な職員の最小限の能力の必要性を提示する。これは、調整と戦略的計画、経済、状況に応じた政策支援、結果監視と評価、並びに戦略的パートナーシップを含む。国際/国内のスタッフの混合は、可能な場合にはいつでも国内のスタッフが優先され、各国内の状況に従い特定される。

66. この核となる能力を高めるために、私は、国際連合広報センターと常駐調整官事務所を同一場所に配置しまた合併して、統合されたコミュニケーション構造が各国内において形成されることを提案する。国際連合広報センターの職員は、実質的な経験と約 50 か国において大規模なネットワークを有し、国内の利害関係者と国際連合本部との良い関係を有している。これら二つの機能を合併することは、多大な費用の節約をしながら、影響を高めるために全ての機関からのコミュニケーションの専門家と並んで働き、国際連合国別現地チーム内に強固な常設のコミュニケーション能力を生みだす。

67. さらなる能力が、常駐調整官事務所における個別の機関からの職員の共同配置あるいは出向を通じてを含む、国別の基準に基づいて特定される。より簡素化された国の駐在に向けて、常駐調整官はまた、より体系的に他の国際連合諸機関を代表することが期待される。国の状況に依存して、常駐調整官事務所はまた、平和と開発の助言者、またジェンダー平等、人道活動および事件の専門家を含み、他のシステム全体の能力を主催する。常駐調整官が二重または三重の立場である国において、彼らは統合された対応を推進するために、開発、人道および平和構築の諸機関に及ぶ統合された支援を受理することが期待される。

C. 独立と公平性を達成すること

68. 再活性された常駐調整システムは、常駐調整官と UNDP 常駐代表の機能の完全な分離を必要とする。現在の常駐調整官システムの組織構造に関して懸念が一貫して表明されてきた。私たちの協議において、機能の公正性に関する問題に加えて、何名かの対話者が現在のシステムの効果について懸念を表明した。

69. 持続可能な開発目標の実現への国レベルでの集団の支援を調整することは、パートタイムの仕事ではない。現在、常駐調整官と UNDP の常駐代表の双方の機能を遂行する個人による調整に充てられている時間とエネルギーは、大いに異なる。「一貫性を持った支援」の国などの状況では、常駐調整官は、およそ 90%の時間をシステム全体の事項に費やす。しかし他では、回答者は時間配分を 50-50 と見積もった。2030 アジェンダと加盟国により要請されるその後の変化は、十分権限を与えられ、フルタイムの常駐調整官を要求する。私たちの分析は、機能の分離は実現可能であり、それは現地での持続可能な開発目標の実現に向けた全体的な結果を実現する常駐調整官の能力と影響を効果的に指示しうることを示す。

70. 強力な国際連合開発システムは、国別レベルで常駐調整官により導かれ、強力かつ機敏に反応

する UNDP に依存し続ける。現在のシステムについての懸念が表明される一方で、私は、開発サービスの提供、政策支援、政府との強力な作業パートナーシップを含む、UNDP の資源のユニークな混合の国内での取組の必要不可欠な価値についても耳にする。多面的な貧困に対応し、責任あるまた効果的な制度を構築する、その包括的な職務権限および能力開発の分野における実績は、統合され、他分野また多方面の利害関係者のアプローチを支援する主要な媒介として、自らを想定された国際連合国別現地チームの中心に置く。新世代の国別現地チームの中核として統合プラットフォームとして再配置され、UNDP の資産と専門性は、常駐調整官の指導力を通じてのより広範な開発システムのサービスへと配置されるべきである。標準的な習慣として、常駐調整官は、共通の施設において UNDP と共同配置され続けるであろう。

71. 活動上のプラットフォームと UNDP の諮問サービスは、国際連合国別現地チームと新しい常駐調整官システムの基盤となるであろう。これは UNDP の自由の役割を含む：第一に、常駐調整官と国別現地チームに技術的専門性と諮問サービスを利用可能とすることは、システム全体の計画、リスク管理と持続可能な開発目標の現地化と監視および開発のための資金調達を先導することを求めた。政府の要求に対して活性化され、またシステムの特別な資産を活かし、UNDP の統合されたプラットフォームは国際連合の専門性を共同管理し、または現在、国際連合開発システムにより十分には利用されていないものを含み、持続可能な開発目標全体に及ぶ政府への支援への外部パートナーを動員させることを支援する。プラットフォームはしたがって常駐調整官とより広範な国際連合開発システムの間の共生関係を強化するために考案された。第二に、UNDP は調整機能に関連する全ての行政および業務上の要件を含み、出来高払いのモデルに基づいて、常駐調整官とその事務所の事務管理支援を提供し続ける。

72. 国レベルでの変化は、地域およびグローバルなレベルでの支援措置と合致しなければならない。常駐調整官は、国レベルでの実施を可能にするために、運営上、戦略的、業務上および政策支援機能を必要とする。現在、UNDP は政策支援と専門性を提供し、その一方で開発活動調整事務所が、他の戦略的政策支援機能を実施し、国際連合開発グループの地域チームが運営予備活動上の機能を実施する。私たちが新世代の国際連合国別現地チームと再活性された常駐調整官システムへ移行する際に、これら能力はますます重要になってくるが、関連する準備と常駐調整官システムの指揮命令系統は調整される。

73. 開発活動調整事務所は、新システムの要求に合致するために変革される必要がある。同事務所は、事務所の所長と副所長、またコアグループと戦略結果グループを含む、国際連合開発グループを支援する実質的な事務局を提供する。それは開発グループの地域メカニズムとの連絡に従事し、同グループによる活動指針の開発への支援を提供する。それはまた、とりわけ国際連合開発援助枠組の実施、共同コミュニケーション、統合された事業活動および核となる規範、価値と原則の主流化に向けた統合されたアプローチに関する助言により、常駐調整官と国際連合国別現地チームの作業を支援する。最後に、それは常駐調整官の指導力評価、選別および専門性開発を支援する。同事務所はこれら分野において内部の専門性を発展させ促進した一方、強化された能力と専門性は、再活性された常駐調整官システムを効果的に支援することが求められる。

74. 開発活動調整事務所はまた常駐調整官の運営および監視機能をも担う。これらは現在、事務次長補のレベルで UNDP の地域局長として使える、国際連合開発グループの地域チームの議長により遂行されている機能である。これら機能が事務所に移管され、常駐調整官は、あらゆる特定の機関から機能的に分離した、より公正な仲介構造により、事務総長に対して直接の指揮命令系統を有する。この監督および管理役割を実行し、事務所の長は、国際連合開発グループの議長として、副事務総長に直接に報告を行い常駐調整官の才能を開発しその業績を評価する全体的な責任を有する。

75. 開発活動調整事務所の局長はまた、関連する国際連合開発グループの地域チームおよびシステムの他の上級職員と密接に連携し、トラブル解決、品質保証、助言および紛争解決サービスを提供する。局長は、国際連合開発システムの諸機関の地域局長を含み続けるグループの６つの地域チーム内の常駐調整官の年次業績評価を統括することが想定される。地域経済社会委員会および経済社会局の代表は、常駐調整官と国際連合国別現地チームの作業における政策―業務の一貫性を動機づけるために、職権上の構成員として、これら評価プロセスの一部を構成する。

76. 国際連合国別現地チームへの日常の計画支援、政策指針と技術支援、国際連合開発援助枠組に関する品質保証、「一貫性を持った支援」のための国別現地チーム基準活動手続および協同のイニシアチブ、並びに常駐調整官と国別現地チームへの日常の支援は、国際連合開発グループの地域チームと、グループの副長により統括される、そのコアグループとの密接な協力により機能する、より資源のある開発活動調整事務所の地域デスクを通じて補強される。新しい準備の下で特に着目されるのは、より強力な、戦略的開発援助枠組に関する全てのグループの地域チームによるより正式な打ち切りである。

77. これら追加の機能を行い、常駐調整官へのより公正かつ効果的な監視と支援を確保するために、私は、事務次長補が長を務め、国際連合開発グループの議長としての副事務総長に直接報告する、独立して機能する調整事務所としての開発活動調整事務所の再編を勧告する。開発活動調整事務所はまた、開発調整機能としての国際連合開発グループによる期待される主体的取組の増加と 2030 アジェンダの包括的かつ統合された性質を反映して、国際連合持続可能な開発グループ事務所に改称される。

図 III
再活性化された常駐調整システム

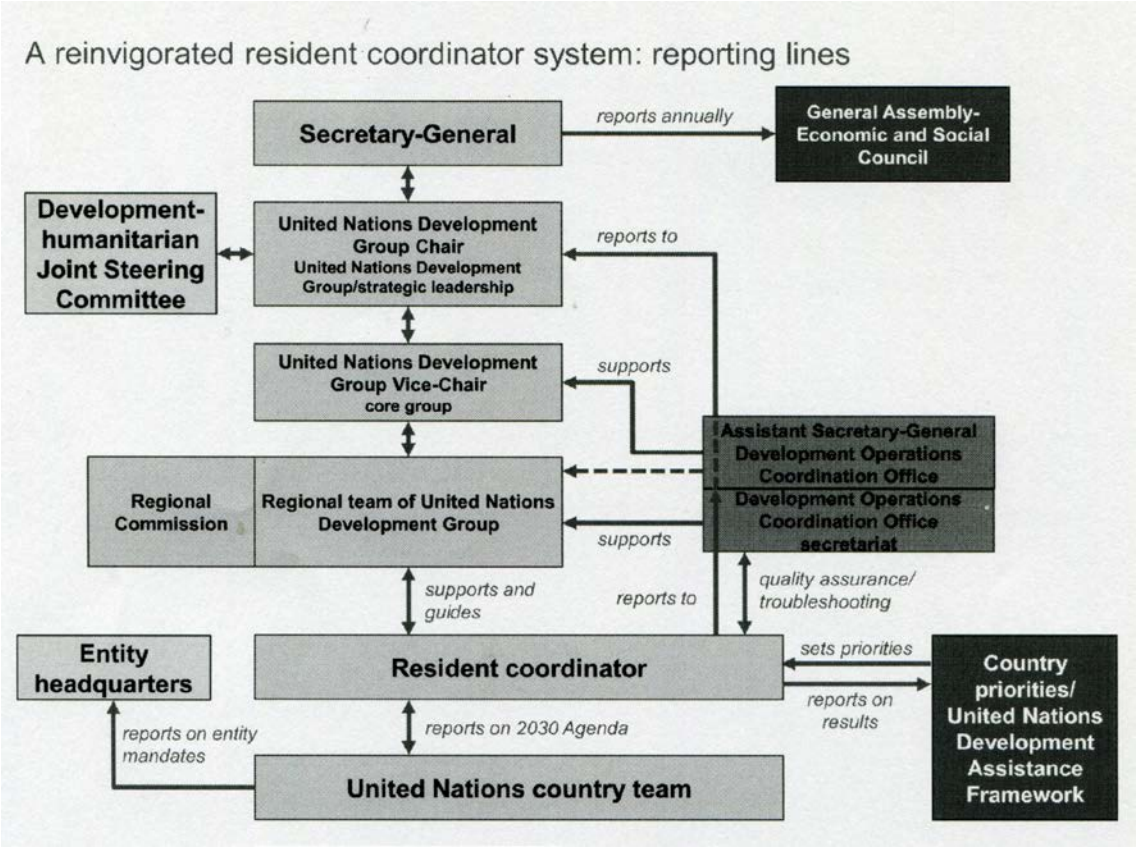

D. 新しい資金取極を通じて結果を可能にすること

78. 常駐調整官システムを再活性化する措置の提案において、私は、可能な限り現在の取極を最大限利用し、また追加の費用を最小化して用心した。想定されるシステムは、UNDP の統合されたプラットフォームを含み、国際連合開発システム全体の資産と資源において、強力に支えられるであろう。しかしながら、2030 アジェンダの大志に合致できる、真に再活性化されたシステムは、財政上のコストを必要とする。私たちが財源不足の常駐調整システムを止めることは国際連合開発システムと加盟国の、共有された期待および共同の責任である。

79. 現在、常駐調整官システムの基本的な費用は、毎年 1 億 7,500 万ドルである。この合計は以下を含む : (a)129 か国の常駐調整官の費用 ; (b)各 129 か国の常駐調整官用の運転手とアシスタント ; (c)常駐調整官事務所毎の、平均 4 名の職員 ; (d)国際連合開発グループの 6 つの地域グループを支援する 12 名の調整幹部; (e)グループの地域チームの議長としての、6 人の UNDP 事務次長補の勤務時間の推定 50 パーセント ; (f)開発活動調整事務所の現在の費用 ; (g)サービスと施設費用、および ; (h)常駐調整官の旅費。現在まで、基本的な費用は、UNDP の予算により大部分は賄われてきた。それはまた、合意された費用共有の様式を通じて決定された、国際連合開発グループの構成員からの拠出金によっても、また加盟国からの暫定的な拠出金によって負担されてきており、またシステムにより負担された、他のそれほど明確でない費用を含む。

80. 再活性化されたシステムは、常駐調整官の機能と UNDP 常駐代表の分離、また国レベルでよ

り統合された国際連合の対応をもたらす強化された能力により、2 億 5,500 万ドルかかる。これは、現在の、資金不足の常駐調整官システムと比べて、8,000 万ドルの増加を示す。増加額は以下を表す：(a) 調整と戦略計画、経済、目的に合わせた政策支援、結果監視と評価および戦略的パートナーシップを扱う少なくとも 5 名の構成員と修正された能力を有する、常駐調整官事務所毎の追加の職員；(b)国際連合開発グループの各地域チームのための追加の 2 名の専門的支援職員；および(c)強化された役割と釣り合う、開発活動調整事務所の能力の多大な強化。

81. さらに、優先事項イニシアチブの国内での取組を引き起こすために、各常駐調整官事務所毎に平均 27 万ドルの裁量統合基金の設立を、私は強く勧告する。その様な裁量基金は、常駐調整官に協働する気を起こさせ、常駐でない機関や専門機関、基金と計画を含む、国際連合開発システムの資産を触媒的に利用することを可能にする。その様な基金の総費用は 129 か国における常駐調整官システムにとって 3,500 万ドルになる。

82. 全体として、新しい常駐調整官システムと統合された基金に求められる総額は、2016 年に開発のための国際連合業務活動に提供される 295 億ドルの 1%以下に相当する。さらに、全ての国に開放されている、より実質的、計画に従った、グローバルな共同出資の資金は、国内で決定された持続可能な開発目標優先事項を前進させるための、共同の取組を促進する常駐調整官に権限を付与するために設立されなければならない。この提案および関連する審議は資金契約の主要な一部として述べられる（下記のセクション VIII を参照）。

83. 私たちは、新しい常駐調整官システムにとって持続可能な資金を確保するために注意深く様々なオプションを検討してきた。それらは、自発的資金；国際連合開発システムによるコストの共有；特別の要求のための正規予算；および他の革新的なアプローチとこれらオプションの多様な組み合わせを含む。これらアプローチは、普遍的な課題を支援する、中立かつ予測可能な資金の援助を受けている新しい常駐調整官システムの高い期待に合致しない。

84. 私たちは、統治機関の多様性からの支援を必要とし、最適に作用していない自発的資金や機関間の費用分配準備の変動に依存しないシステムが必要である。自発的資金の不安定さは、一貫した支援が今まで以上に重要な時に、国際連合開発システムと同システムが奉仕する諸国家に破壊的な効果を及ぼしうる。国際連合の開発調整機能は、信頼できる、十分かつ予測可能な資源を必要とする。

85. 私は、重要な機能を遂行するために、十分、持続可能、予測可能および長期の資金を確保するために、約 2,550 万ドルの費用を、加盟国が分担金を通じて、常駐調整官システムの核となる能力への資金を考慮することを勧告する。それは、国連がその任務の中心に持続可能な開発を再配置することから、必然の措置である。再活性された常駐調整官システムは、国際連合開発システムによってさらに統合された対応にとって必要不可欠である。提案された裁量統合基金を含み、更なる能力と資源は予算外の、自発的拠出金を通じても資金提供され続ける。

86. 開発調整は、国連の中核的な機能である。常駐調整官が、新しい課題が必要とする中立で能力ある促進の働きをするものであるとすれば、それは全ての加盟国により担われなければならない。評価された資金は、国家が自国の持続可能な開発の途を進む際にそれら国家を支援し続けるために—その機能の予測可能性とその物理的な駐在をも保証する。開発のための業務活動への年間拠出のわずか 1%でしかない、より強固な調整機能は、金額に見合った価値を生み出す。それは多大に効果を改善し、予算の残りの 99%を通じて達成される結果を導く指導力と説明責任を強化する。全ての基準により、これは国際連合と人類にとって良い投資である。

V. 改良された地域のアプローチ

87. 2017 年 6 月の私の報告において、システムの状態をよりよく評価するために、私は地域の機能と能力の再検討の実施に専念した。再検討は、国際連合を地域レベルにおいてよりよい位置に定める最初の措置であった。再検討からの調査結果は、システム内の広範な協議により指示されてきた。初めて、私たちは地域の組織の包括的な全体像を理解した。

A. 地域の機能と能力の再検討に起因する調査結果

88. 再検討は 2030 アジェンダにより求められる機能を遂行するために、地域の構造が変革されなければならないことをさらに強調したにすぎない。地域レベルは、求められた場合には迅速に対応して、召集されたプラットフォームを提供し、地域の優先事項に関して統合された政策助言、規範的支援および技術能力を付与しなければならない。さらに、世界がこれまで以上により多極化し相互依存するようになる中で、地域レベルは、常駐調整官および国連国別現地チームの政策と分析能力を強化し、また主要な地域の側面において国の分析を状況に当てはめる重要な役割を担う。

89. 地域の経済社会委員会は、それぞれの状況により多大に形成され、多様な強みと注目点を発展させてきた。委員会は主には知識と研究成果に着目し、政府にとって多面的なプラットフォームを提供する。現在、5 つの地域経済社会委員会は、総計 2,800 名の職員を有し、年間総支出は 3 億 6,000 万ドルである。

90. 専門機関、基金と計画もまた地域レベルで重要な役割を担う。それらは国の事務所に対して、戦略的かつ政策指針、技術的安全装置並びに政策および活動常氏支援を提供する。それらはまた複数国および地域に注目したデータと分析を示す。それらは総計 6,800 人の職員を有し、年次総支出は 12 億ドルである。

91. 地域の経済社会委員会と諸機関、基金と改革の地域事務所は、世界の 54 都市を所在地とする。その職員の 81%がわずか 15 都市に配置されている。七つの主要な拠点において、これら職員のわずか 50%がその都市の主要な国際連合の建物に配置されている。同時に、国際連合開発システムの全地域の駐在は 9,600 人以上の職員により構成され、およそ 16 億ドルの年次支出である。

92. 事務局の一部である経済社会局は、地域の駐在はないが、その開発勘定、国際連合平和と開発信託基金および技術協力信託基金を通じて、地域および国レベルで能力開発活動に従事している。地域と国レベルで、同局の活動地域経済社会委員会および国際連合開発グループの地域チームと連携することは重要である。

93. 地域レベルで、二つの調整メカニズムが存在する。地域レベルで、機関、基金と計画を結びつける国際連合開発グループの地域チームは、常駐調整官と国際連合国別現地チームへの安全装置としての支援を提供し国別現地チームの活動の包括的な効果と一貫性を確保する。地域の調整メカニズムは政策の一貫性と地域の関連話題と優先的な分野についてのやり取りを促すために機関を召集する。

94. 地域レベルでの国際連合の機関の間の協働がある一方で、持続可能な開発目標、データ、分析、政策唱道と助言、技術支援、知識管理と南々協力の実施に関する支援の分野において重複もあることを再検討は示した。データの分野において、複数のデータセンターが限られた調整と共存し、明確な指導力は存在しない。重複は諸機関が類似の話題や問題に対応することにより水平的であり、またグローバルかつ地域のアクターがその活動を国レベルに拡大することで垂直的である。

95. ある程度の重複については、国際連合開発システムが統合された議題に対処することにより想定される。しかしながら、重複は、資源についての競争、競い合う職務権限および加盟国の多様な要求によって駆り立てられる。地域の機関と国際連合開発システムと常駐調整官/国際連合国別現地チームの分断は、計画された国別レベルの活動と関与に関して不十分な相互のやり取りによって悪化する。

96. 私たちは再調整し、簡素化し、地域レベルを 2030 アジェンダと十分に連携させる必要がある。地域レベルで目的に合致する国際連合開発システムへと移る際に、私は 2 段階アプローチの採用を提案する。それは 2018 年末までに十分な実施により、より多くの影響への現存の準備を最適化することにより始まる。それは、労働分業の明確化、機関間の取組の連携と修正するプロセスの開始を含む。これら段階は、多様な地域組織間の改善された接点を予想して、長期の再構築の新しい一式に向けた移動のための基礎を築く。

B. 国際連合地域組織を最大限利用すること

97. 国際連合開発システムは、地域組織の間の分業を明確にするために即座の措置を取る。これは、決議 71/243 において求められていた通り、国際連合開発グループと地域の経済社会委員会の間の協働についての声明の完全な実施を含む。この合意は、強化された政策の一貫性のために、経済社会局にも拡大される。私たちはまた地域の経済社会委員会および国際連合開発グループの地域チームと関わる包括的また参加型プロセスにおいて、特定された分業に従い修正するプロセスを始める。

98. 2018 年に、私たちはまた、常駐調整官が、全ての国内の開発活動について通知されることを

確保するために、事務局の機関と他の非常駐機関による国への関与のための明確な議定書を策定し実施する。新しい常駐調整官は、習熟訪問を実施し、国際連合国別現地チームの利益のために用いられる地域の資産への理解を改善するために、関連地域委員会および機関、基金と計画の地域事務所とより組織的に連絡を取りあうことも奨励される。

99. この最大化利用の一部として、私たちは国際連合開発援助枠組の開発と再検討のプロセスが、プロセスの統合された部分として、地域経済社会委員会と共に、地域の越境問題についてのより徹底した分析を含むことを確保する。これは、気候変動や国際移動など、国境のない挑戦と機会に関するより効果的な国際連合の活動に結びつかなければならない。枠組における全ての国別の活動の、地域の経済社会委員会による包含も必要条件となる。

100. 地域の調整の強化において、私たちは、国際連合開発グループの地域チームと地域調整メカニズムが、欧州・英連邦独立国家地域において現在なされているように、相互に議事日程議題を通知し、合同であるいは連続して会合を開始することを確保する。そうすることにより、彼らは、共通の事務局により便益を提供される。地域の調整メカニズムにおける経済社会局の参加も強化される。さらに、地域経済社会委員会の援助の下、私たちは持続可能な開発に関する地域フォーラムにおいて国際連合開発グループ諸機関の参加を強化することを模索する。これは、より強力な政策志向の環と、それらメカニズムが持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムの準備会期としておよびグローバルなレベルでの開発のフォローアップのための資金調達に関する経済社会理事会のフォーラムとして、よりよく推進されることを確保する。最後に、知識の産物の観点から重複を減らすために、合同出版委員会が設立される。

C. 中期的に国際連合地域資産を再編成すること

101. 中期および長期に、私は、国際連合地域の駐在の影響を簡素化しまた最大化するより野心的な措置を取る戦略を特定化する一連のプロセスを定める。地域経済社会委員会および国際連合開発グループの地域チームとの協議において考慮されるオプションには以下が含まれる：

(a) 2030 アジェンダが求める統合された政策助言を実施する地域チームと地域調整メカニズムの統合に向けて漸進的に動く。この統合されたシステムは、持続可能な開発の三つの側面に及ぶ国別現地チームにとっての強化された実質的な支援を確保する。さらに、それは強力な調査能力によって補強される、効果的な規範的、業務上のフィードバックの環を確保する；

(b) 2030 アジェンダの要求に照らして、地域経済社会委員会の役割と資産に再び集中し、同委員会の職員の修正を完了する。その目的は、持続可能な開発に関する、政策助言の知的な支援としてのシンクタンクと提供者としての、委員会の効果、召集する役割と独自性を強化することである；

(c) 国際連合国別現地チームの能力を高め、2030 アジェンダの実現の支援における実質的なギャップを埋めるために、地域の開発社会委員会の職員を再配置し本部から遠ざけることを考案す

る；

(d) 共同配置のさらなる機会と地域レベルでの効率を模索する。

102. 私は、経済社会理事会の本会期の開発セグメントのための業務活動の期間中、同理事会の年次報告の一部として、加盟国に対して、2019 年までに国際連合の地域資産の長期の再構築の選択肢に関して、最新情報を提供する。

VI. –システム全体の結果のための戦略的方針、監視と説明責任

103. 2030 アジェンダは、持続可能な開発目標の達成に関して国民の進展に責任を持つという加盟国の言質に基づいている。国際連合開発システムは、同様に、加盟国と世論に対して、よりよく結果を示すために自身の立場を再確認する必要がある。システムは、透明性、説明責任および結果の報告を改善するために、近年、重要な措置を取った。多くの諸機関はこれに関して模範を示して指導している。しかしながら、機関レベルでの進展は、システム全体のレベルでの改善に合致してこなかった。

104. 決議 71/243 において、国際連合開発システムの再配置の取組の一部として総会は、そのガバナンスがより一貫し、透明で、反応良く、また効果的になるように改善する必要性を強調した [7]。より効果的な水平上の監視と調整、増加した透明性と、システムの全体としての業績に関する加盟国のより一貫した関与のための空間が創られる必要がある。

105. 改善された説明責任、調整と監視のための決議 71/243 における総会によりなされた要求に対応して、私は、加盟国が経済社会理事会と、ニューヨークを拠点とする基金と計画の執行理事会に注目することを提案した。統治機関の改革は、加盟国の厳密な特権である。私の提案は、したがって、加盟国が 2030 アジェンダへのシステムの対応への一貫したまた効果的な監視を確保するために方法を探究することから、一意見にすぎない。

106. 私はこの点に関し、総会決議 68/1 の包括的な再検討が、総会議長により開始されたことを確認する。私はまた、2030 アジェンダについて、総会議長が、経済社会理事会と総会が作業を連携する取組に進むことに留意する。私はこれら取組を称賛し、加盟国に対して、アジェンダの実施への効果的かつ効率的なフォローアップをもたらすように彼らの指導力が行使され続けることを奨励する。

A. 開発セグメントと関連するメカニズムのための経済社会理事会の業務活動を再活性化すること

[7] 決議 71/243、第 45 項。

107. システム全体の行動に関して、より大きな戦略的な指針とより広範な監視について広く認識されたニーズがある。このギャップに架橋するために、加盟国は、憲章の原則また決議 71/243 において総会により示された方向性に基づいて、経済社会理事会の役割の強化を考える。そのガバナンスと機能の強化において、経社理は、開発セグメント、人道活動セグメント、移行の出来事および経社理と平和構築委員会の合同会合などの業務活動を含み、その手段の全てを用いることを望む可能性がある。全体として、説明責任、よりよい結果のための知識共有と相互学習により、経社理の審議機能も強化されるべきである。

108. その傾向において、私は、加盟国が、2030 アジェンダとの関連でシステム全体の実行の説明責任のプラットフォームとして、活動セグメントのための経済社会業務活動の制度化を考慮することを提案する。これは、明確な着目があるセグメントの年 2 回の会合を通じて実現しうる。セグメントの年 2 回の会合の最初のものは、全てのレベルでのシステム全体に関する政策指針を提供する。この会合は、独立したシステム全体の評価と、持続可能な開発目標の実施およびシステム全体の戦略文書の実施における進展へのシステムの全体的な支援に関する年次報告を通じてを含み、国際連合開発システムの施策と、業務機能の連携と、また加盟国による監視を強化することに資する。

109. 開発セグメントの活動計画の最初の会合は、地域の調整の監視にも関連する。アジェンダは、国際連合開発システムの、新たに同時性を持つ地域調整メカニズムの結果に関する年次報告も考慮する。私は、この経済社会理事会の任務の新しい要素が、加盟国にとって、システムの地域の構造と調整に関して監視の役割を行使する体系的な機会を提供することを信じる。それは、2030 アジェンダに役立つさらなる修正、再構築と統合を目的とした、地域経済社会委員会、専門機関、基金と計画および経済社会局の間での一貫性の状態への関与の空間を提供する。

110. 加盟国は、国際連合開発システムの統治機関に提供される指針の強化に関して開発セグメントの業務活動についての年 2 回の会合の 2 回目に着目する可能性もある。関連する統治機関の審議の通知において、この会合は、システムの様々な機関に及ぶ加盟国による戦略的な方向性と監視の提供における一貫性を強化することに役立つ。最終的に、それは 2030 アジェンダの実施を目的とした戦略的また計画上の取組における共通のアプローチを確保することに役立つ。

111. 加盟国は、人道支援と平和構築の取組の開発システムの調整に関する指針を強化するためにこの会合をも用いるかもしれない。それは開発と人道の協働、また経社理と平和構築委員会との合同会合に関する、再考案された経済社会理事会のイベントに影響を与えうる。それは一貫性を促す、経社理の人道セグメントに続いて行われうる。これは、国連の予防文化への移行を強化する政府間の場としての経社理の役割を統合し、その結果に着目することに役立つであろう。協議の間、経社理の会期に関して、ニューヨークとジュネーブの間の、かつてのローテンションの再開が役立つと提案する加盟国もあった。私は、より多くの加盟国間で関心があれば、これら議論を進める用意がある。

112. 加盟国への説明責任を超えて、国際連合は、それが奉仕しているより広範な社会全体に対し

て、開かれ、到達し、またちゃんと反応し続けなければならない。持続可能な開発の公的な唱道と結果の情報に再投資することは、世界がグローバルな国際連合の言質を理解しまた参加することをより容易にする。開発の専門家と実践者もまた開発の意見交換と分析のための活気に満ちた空間として経済社会理事会にも頼るべきである。さらに、システムが外部のパートナーへのアウトリーチも拡大しており、加盟国は、理事会での審議において、特に、女性と青年の集団を含む、市民社会による、利害関係者の関与を強化することを望むかもしれない。

B. 合同執行理事会を通じて幹部指導と監視を強化すること

113. 執行理事会はシステムのガバナンスの重要な一部である。理事会は開発活動の政府間の支援と監督を提供し、総会、経済社会理事会および憲章から生じる政策指針への支持を確保する。それらはまた、年次報告を通じて、理事会に勧告を伝える責任をも担う。現在、執行理事会の規範は、システム全体のガバナンスと説明責任を高める取組にもかかわらず、機関特定の職務権限に関して報告を行うことである。これは共同の職務権限について不十分さと分断化を生み出す。この点についての事例は、「一貫性を持った支援」の経験の実施に見られた。政府は分断化を減らそうと自発的に申し出る一方で、国別計画の承認は案件ごとに別個の理事会を頼り続けた。これは私たちが全体的な結果を遂行しようとする方法における、一つのしかし深刻な矛盾を示す。

114. これらの課題を克服する多様な方法がある。最も効果的な意見は、ニューヨークを拠点とする基金と計画の合同執行理事会の創設であるというのが私の意見である。これに関して、私は加盟国が、UNDP/国連人口基金（UNFPA）/国際連合プロジェクトサービス機関（UNOPS）、国連児童基金およびジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の執行理事会を漸進的に統合することを考慮することを提案する。合同理事会は、加盟国の声を統一することに役立ち、また、強化された経済社会理事会からの指針と一致して、主要な業務上の足跡に一連の諸機関に対する一貫したアプローチを確保する。それは、各機関の計画上の優先事項に関して、監視と関与に譲歩することなく、執行上の指針と、合同の戦略、計画および実施に関して加盟国による監視を強化するであろう。

115. 合同執行理事会は、垂直のガバナンスと監視が強固であり続けることを確保するために、各個別の職務権限専用の空間を提供し続ける。これら機関独自の優先事項は、合同理事会の特定のセグメントを通じて対処され続け、その一方で共通のセグメントは、全ての五つの機関の懸念事項である問題について、合同の行動と合同の報告に特別のプロフィールを提供する。合同理事会はまた、専門機会の理事会とのさらなる調整にとってもより良い接触を提供するであろう。

116. 合同執行理事会を活動可能にすることは、その構成を決定し、また結合したおよび機関特定の会期の間の適切なバランスを見出すことを含み、幾つかの課題を伴う。これら課題は、しかしながら、改善された水平のガバナンスから得られる潜在的な利益と、効率向上により薄れるであろう。実例として、2017 年に上述の三つの執行理事会が、別々の経路で、公式に計 34 日、また非公式には少なくとも 50 日間会合を開いた。理事会の統合は複数の会合の必要性を取り除き、報告を簡素

化し、全体的な行動についてより対話方式の議論を可能にする。

117. 他の重要な効率向上と潜在的な倹約もなされる。理事を代表して各国の首都から来る代表団にとって、旅費、計画と時間のコストが削減される。更に、兵站と組織上の支援を管理する、一つの独立した執行理事会の事務局があることは、個別の機関の作業に渡るより深遠な理解に貢献し、また重複する取組を最小化する。合同の文書はまた個別の機関により作成される文書の量を減らし、より明確な議論と意思決定を促す。さらには、諸機関は UNFPA と UNOPS が、理事会の事務局のホストとしての UNDP と結んでいるサービスのレベルでの協定から利益を得ることができる。

118. 合同の理事会へと進むことは、加盟国の指針と指導力の下に、漸進的になされる。ニューヨークにおける執行理事会の経験に依存して、他の地域に在る理事会を統合することに配慮がなされうる。私は加盟国に対して、システムのガバナンスと監視の変化を促すことに大胆になることを奨励するとしても、理事会の作業方法を強化するために即座に実践的な変化を行わせることは、役立つであろう。

119. 私は、この点について、ニューヨークの執行理事会の現在の構成員を含む、加盟国から貴重な見識を聞いた。その様な措置は、優先的な議事日程議題が、同じ会期において扱われることを確保し、様々な機関による議事日程議題へのアプローチを調和させることを含みうる。執行理事会の事務局を独立した機関に変革することも考慮される。これは事務局が加盟国により公平な態度で仕えることを確保する。

120. 加盟国は、合同理事会が設立されるまで、執行理事会の現存の合同会合に、法的権限を与えることも考慮するであろう。合同会合は、影響を制限する意思決定の権限の欠如を被ってきた。加盟国は、手続規則を公式化し、合同会合が意思決定のプラットフォームになることを可能にする規定を含むことを望むかもしれない。

C. 独立したシステム全体の評価機能を確立すること

121. 独立したシステム全体の評価は、2030 アジェンダの実現に向けた貢献の継続した強化を可能にする国際連合開発システムの、監視、透明性、説明責任と集団学習の準備を強化する際に重要な役割を担う。しかしながら、国際連合システムに及ぶ言質のレベルは、評価機能への需要の高まりと重要性とは、比例しない。

122. 私は、管理局により運営され、経済社会理事会に直接に責任を負う小規模な、独立したシステム全体の評価ユニットを設立する。このユニットは、国連の行政職の長としての私と関与するが、加盟国に直接報告を行う。これは、最も重要なビジョンについての私の当初の勧告と、国連の職務権限に固定され、また戦略的目標と目的に関連する評価戦略に基づく。より強靭な説明責任の重要性を前提として、この機能が、独立性、信頼性、効果および実用性と言う主要な原則が政策に確立され、評価のための国際的な最善の実行に一致した方法において、組み立てられることが重要であ

る[8]。

123. このユニットは、私たちが目に見えるかつ現実的な政策と、システム全体の評価のための制度上の措置を発展させることを確保するために、国際連合評価グループを通じて、国際連合システムの評価事務所と密接に協働する。それは持続可能な開発目標の実施のためのシステムの支援に関連する、戦略的、分野横断的な問題にグローバルに着目する。強化された国際連合評価機能を利用して、それは、信頼できる評価情報を、システム全体の政策と基準設定を、また業務~~活動~~上の実施と意思決定を可能にするために、戦略的な開発問題に関する、小規模の独立したシステム全体の評価を委託する。

124. ユニットは、持続可能な開発目標の実施を促進する活動計画とシステム全体の取組に関する合同の評価を実施して、国レベルで国際連合開発システムの諸機関を奨励しまた支援する一方で、グローバルなシステム全体の活動に着目し続ける。システム全体の評価は、システム全体の戦略文書により指導され通知される。措置は、国際連合開発援助枠組の評価を含み、集団と統合のより高いレベルの信頼できる利用のために、現存の評価構造のより低いレベルでの評価の質を強化するために取られる。

125. この素早い評価機能は、高品質かつ専門的に信頼できる、独立した、かつ、システム全体の投資のための費用の影響と価値についての証拠と分析を提供する、報告を生み出す。その報告は公に利用可能である。それはまた、システム全体の取組の影響についてより良く評価し、可能な場合にはリアルタイムでのフィードバックを提供することを私たちに可能にする。評価的な証拠は、リスクと重要な傾向を予測する手段としても役立ちながら、システム全体の政策と管理、精力的な変化と改善の情報を提供する。

126. 機能を実施しながら、ユニットは、現在では、機関特定の目的と個別の意思決定のニーズに役立つことに向けて大いに連動している、国際連合開発システムにおける評価能力を利用しまたそれを拡大する。それは、二つのユニットの間の密接な接触を通じて、重複せず、むしろ合同監査団の機能を補完することを確保する。それは、持続可能な開発目標に向けた評価計画の統合を模索して、また可能な場合には、グループの能力とアウトプットに影響力を与え、構成員と積極的に作業することにより、国際連合評価グループと接触する。重複を避けることを促すために、提案されたユニットは、機関とシステム全体の責任を伴う評価事務所間の役割と責任が、権限移譲、付加価値と効率性などの原則により指導されることを確保する。

127. ユニットには、任期付きの任命の少人数により支援される、D-2 レベルの一名の部長が置かれる。これは、システムに及ぶ確立された専門性をもたらしまた即座の開始を確保する、国際連合開発システムからの出向のスタッフにより補完される。厳密な構成と特徴は、念入りに考慮され、

[8] JIU/REP/2014/6 を参照；また UNDP 評価事務所、「国家評価能力に関する第三回国際会議の要約：独立性、信頼性および評価の利用に関連する課題への解決策」（2013）をも参照。

国際連合評価グループの規範と基準に合致して、厳格な、競争によるプロセスにより選出される[9]。ユニットは、約 300 万ドルまたは分担金を除いた、国際連合開発業務活動に関する 2016 年のレベルの支出の 0.01%の予算により活動する。

VII. 2030 アジェンダのためのパートナーシップ

A. 2030 アジェンダのためのグローバルパートナーシップ

128. 2030 アジェンダに光を当て、加盟国は、国際問題における連帯とパートナーシップの中心的役割を再確認した。新しいアジェンダは、地域と国家の相互依存と、グローバルな共同を通じてのみ対処可能な課題の増加する範囲を確認した。

129. 持続可能な開発目標は、私たちが望む将来の形成において、グローバル、地域および国家レベルで主要な利害関係者を含み、国際連合をはるかに超えて拡大し、加盟国による強力な指導力による、先例のない、大規模かつ包括的な協議プロセスの成果である。全てのレベルでの国家政府、および議会、市民社会組織、ビジネスと慈善団体、科学研究共同体、学界、ボランティア団体および他の利害関係者—全てが 2030 アジェンダの実施において、また持続可能な開発目標に関して相互の説明責任の確保において担う役目がある。

B. 2030 アジェンダのためのパートナーシップ

130. 加盟国は、2030 アジェンダの実施にパートナーシップが重大であることに同意した。持続可能な開発目標の大志と広がりは、確実なパートナーシップなくして、それら目標が実現不可能であることを示した。国際連合開発システムは、グローバルな、地域のそして国のレベルで必要とされる多様なパートナーシップを仲介し、また求められる規模に用いることができる差し迫った課題への革新的な解決を見出すための適切な融合した資源（知識、科学技術、資金）のアクターをまとめて、国を助けるためにその特徴的な召集力を利用する必要がある。現存のパートナーシップの取組を基に、国際連合は、持続可能な開発目標を実現するため団結し、信頼性を構築し、全てのアクターの資産を動員するために彼らにとって必要とされるプラットフォームを提供する特異な位置にある。

131. 国際連合開発システムは—システム全体のレベルで—2030 アジェンダの必要条件を伴うために、パートナーシップの規模を拡大する必要がある。パートナーシップにおける国際連合の経験はきわめて多様である。ある機関は外部のアクターと関与する先進の政策と実践を発展させ、他の機関はより保守的なアプローチを取り、しばしば限定的な能力と一連の技能という結果となった。概して、パートナーシップの取組は分断化されたままで、2030 アジェンダにより求められている規模の結果を生み出しそうもないアプローチ—「プロジェクト型の」活動に明らかに焦点を絞った。

[9] 国際連合評価グループ、『評価のための違反と基準』（2016 年）を参照。

132. 同時に、国連はリスクをより良く管理し、その価値を守りしかしながら革新と拡大されたパートナーシップの準備のための空間を可能にする方法により、監視を確保しなければならない。相当の注意義務の基準と手続は、国際連合システム全体では極めて雑多であり、簡素化される必要がある。相当の注意義務へのシステム全体のアプローチの欠如は、多様な国際連合機関が同じパートナーを選別することから、財源と人材の不十分な利用をもたらし、国連に多大なレピュテーションリスクを引き起こす。それは時に機関間で矛盾した意思決定をもたらし、国連の統一性を損ない、脆弱性を高める。

133. 国際連合開発システムの機関が関与するパートナーシップの範囲と種類に関してさらなる透明性もまた必要である。国際連合パートナーシップの参加の十分な透明性と説明責任を確保するために措置が取られる。

134. 私たちは私たちが行っている全てにおいて、包括的かつ統合されたアジェンダの実施において、システムが十分に加盟国のニーズに対応できるために、パートナーシップに優先的に注意を払わなければならない。国際連合開発グループの再活性化の一部として、私は、副事務総長に対して、最重要事項としてパートナーシップを設立することを求めた。国際連合国別現地チームの新しい世代に向かって進み、私たちは国レベルで、常駐調整官事務所が、国際金融機関、ビジネス、市民社会とその他の利害関係者を含み、外部パートナーとのパートナーシップのためのワンストップショップとして使えるために権限を与えられることを確保しなければならない。これは、本報告の準備における市民社会グループとの協議での強力な要望であった。国際連合国別現地チームは、それが国内の制度を支援することから、最も遅れをとる者を含む、全ての利害関係者との協働のおよび自由な対話をますます擁護しなければならない。

135. さらに、私は、六つのパートナーシップ関連の作業の流れの開始を提案する

136. 第一に、私は、経済社会局と国際連合グローバルコンパクトの支援により、パートナーシップのシステム全体のアプローチを決めるために、国際連合開発グループ内のプロセスを調整する上級の国際連合の指導力を活性化した。このようなアプローチは、システム全体のパートナーシップ構築の国レベルでのハブとして仕える、常駐調整官事務所と共に、国レベルで集中することを維持し、持続可能な開発目標に必要な実施の手段を動員することにおいて国家を支援しなければならない。

137. 第二に、私はシステム全体の統合性、相当の注意およびリスク管理を強化する。措置は、民間部門の機関にとって共通のパートナーシップの水準としてのグローバルコンパクトの 10 原則の受け入れ、非国家主体の多様なグループが関与する共通の相当の注意の基準、および、国際連合―ビジネス関与のリスクを管理し、「パートナー準備」企業の共同利用を助長する上級の国際連合の指導力により構成される統合タスクフォースの創設を含むが、これらに限定されるものではない。国際連合開発グループのプロセスは、可及的速やかに全てのオプションを調査し、行動を確保する。

138. 第三に、私はグローバルコンパクトの指導力に対して、グローバルなレベルでのガバナンス、およびグローバルコンパクト・ローカルネットワークの影響と監視を改善する方法を考慮することを求めた。グローバルコンパクトはその様な取組の支援において重要な役割を持っている。グローバルコンパクト・ローカルネットワークは構成員を増加させ、地域のビジネスに、特に地方の市場の 70%以上を構成する中小規模の企業により持続可能性の原則の理解および、持続可能な開発目標の実施を前進させるビジネスの手続への彼らの統合を強化する。

139. 第四に、パートナーシップのための国際連合事務所は、パートナーシップのための国連のグローバルな入り口としてしっかりと設立される。私たちは 2018 年初期に、市民社会組織を含みまた、国際連合開発システムと共に、公的および民間部門の利害関係者のより効果的なパートナーの関与のための再活性化されたプラットフォームを通知するために、現在の活動の再検討を開始する。

140. 第五に、私は、持続可能な開発目標の実施の支援における高度なインパクトの行動を中心とした、一新されたシステム全体のコンパクトへの世界銀行および他の国際金融機関とのパートナーシップを発展させ続ける。世界銀行との協定は 2018 年半ばに承認される。

141. 第六に、私は、加盟国により要請された通り、南々協力への支援を活性化する取組を進展させる。開発において全てのアクターの能力を利用することと、互いに伝えまた支援する発展途上国の急速に進展する力を可能にすることは、2030 アジェンダの中核である。

142. 南々協力担当の私の特使および UNDP と密接に作業し、私たちは、2019 年 3 月に開催される、開発途上国間の技術協力の促進および実施のためのブエノスアイレス行動計画の採択 40 周年記念の機会に、南々協力に関するハイレベル国際連合会合の審議を伝える時期に、南々協力の支援において、国際連合の組織とメカニズムを改良する提案を公式化する [10]。

143. その間に、私は、行動を加速化し、気候変動と闘う大志の高まりを促進し、南々協力の潜在性を強化するために、自身の気候変動関与戦略（2017-2021）の南々協力行動計画の実施を開始した。

VIII. 資金契約

144. 決議 71/243 において、総会は、2030 アジェンダがより持続可能な資金アプローチを必要としていることを確認した。その資金の基盤のレベル、予測可能性および柔軟性を多大に改善することは、国際連合開発システムの再配置の成功にとって必要条件である。その一方で、強化された資金は、全体的な行動に関して、結果、説明責任と透明性を強化するためにシステムによる広範な措置を必要とする。

[10] 総会決議 71/44 および 71/318 を参照。

145. それ故に、2017 年 6 月の報告において、私は、資金がシステムにより割り当てられそして支払われる際に、2030 アジェンダの大胆さと断固たる行動を一致させる加盟国と国際連合開発システムによる合意である、資金契約を求めた。加盟国との協議に基づいて、私は、限定的な具体的かつ現実的な相互の言質において、資金契約の構築を提案する。これら言質は、決議 71/243 において具体化された主要な原則に根差している：すなわち普遍性、多元主義、中立性、予測可能性、透明性、説明責任、結果志向、効果および効率である。

A. 2030 アジェンダのための配当を実現するために国際連合開発システムに投資すること

146. 国際連合開発システムが 2030 アジェンダを効果的に支援し、その中立性と多元主義的性質を発展させるために、コア資金の予測可能性のレベルが高くならなければならない。決議 71/243 において総会により合意された国際連合開発システムの核となる機能は、予測可能な、複数年ベースで、核となる資源により十分にまた確実に資金提供されなければならない。寄付者の土台が拡大されまた多様化されることもまた重要である。

147. コア資金は、国際連合開発システムの基盤である。それは国際連合諸機関が戦略的に計画し、国のニーズにより柔軟に適応し、合同の結果を出すために資源を共同出資することを可能にする。近年における国際連合諸機関の全体としてのコア予算の急激な減少は、システムの効果と協働する能力に明らかな影響を及ぼしてきた。国際連合開発システムにより受理される全拠出金の 22%以下がコア予算であり、コア予算の状況を回復する緊急の必要性がある。

148. ノンコア予算もますます特定されてきている。2015 年に、開発に関連する国際連合活動の全てのノンコア予算の流れの 91%が、特定のプロジェクトに特定されていた。そのような資金は地球全体の多くの人々の生活に多大な影響を及ぼしてきたとは言え、それらは、断片化、機関間の過度の競争、政府にとって増加する取引費用から生じる意図せざる非効率をしばしばもたらしてきた。ある状況では、それらは必要な分野への投資となるが、必ずしも政府にとって最も優先順位が高いものではなかったりあるいは十分な規模ではなかったりする。

149. 十分に考案され専門的に管理された共同出資の資金はより効果的で、透明性が高くまた機関特定の資金を補完する。共同出資資金メカニズムは、一貫性と調整を強化し、寄付者の土台を拡大し、リスク管理と影響力を改善し、国際連合開発システム内であるいは関連する状況における柱全体において、より良い協働の動機を提供することについて、強力な実績がある。

150. より予測可能で柔軟な資源をシステムに提供することは、国際連合の信頼性を再確認するのみならず、私たちが仕える人々のために成果に投資することを意味する。それは、より良い医療システム、若者へのより良い仕事、貧困を撲滅し都市地域を持続的に管理するなど、市民にとって重要である問題の観点からさらなる影響を確保する一方で、気候変動、人身取引と避難、また極端な

天候の衝撃などの重要なグローバルな課題に対処するシステムの能力を強化する。それは、政策助言と開発のための資金調達への支持を含む、システムの重要な、資金不足の機能を助けて楽にする。最終的に、資金契約は、持続可能な開発目標の普遍的な達成の可能性を高め、また地球上から貧困を撲滅することを意味する。別言すれば、それは、私たちが 2030 年までに、世界をより繁栄した、平和なまた持続可能な場所にすることへの私たちの大志を果たすことができるのかについて決定することを意味する。

151. 本報告において目指されている勧告の一式は、国際連合開発システムを代表して私が行った言質を示しており、私はそれらが生み出す変化が 2030 アジェンダの大志に一致することを確信している。私は、短期的に、透明性、説明責任およびシステム全体の行動を通じて実現された結果に関する報告を改善するための特別な行動についても提案する。特に私たちは以下を約束する：

(a) 持続可能な開発目標のシステム全体の支援に関して、国レベルとまた経済社会理事会の両方に対して年次報告を提供すること。これはすぐに開始され、また私たちがデータ収集の方法を調和し、システム内で報告を行い進んでいくことにより、徐々に強化される。2021 年までに、私たちは、加盟国とその納税者に価値を示すために、システム全体の結果に関して集められた情報を示すことを計画する；

(b) 国際援助透明性イニシアチブにおけるシステム全体の登録を通じて、また国際的な透明性の基準を十分に遵守し、全ての機関に及ぶ財務情報の透明性とアクセスを強化する；

(c) 加盟国に対して、実現された結果の信頼できる評価を提供し、独立した、システム全体の評価を受ける；

(d) 総会決議 71/243 に記されている通り、現存の費用回復政策の十分な遵守と、個別の機関による費用回復への調和されたしかし多様なアプローチのさらなる調査を達成する；

(e) 国際連合開発機関のノンコアの資産の少なくとも 15%を、国家間の共同出資基金からの資源を補完することを含み、合同活動に配分する；

(f) コア資源と共同出資基金と関連結果への加盟国の重要な貢献の可視性を強化する；

152. 私たちは、同様に、国際連合開発システムによる言質に見合い、私が指導者に責任を課す、加盟国による四つの重要な言質を提案する。それらには以下が含まれる：各機関のコア資源の増加；割り当てられた資金の質の改善；十分に資金供給された常駐調整官システム；および統合された政策を通じての、2030 アジェンダを前進させる合同政策基金を通じての、国レベルでの国際連合統合影響、および平和構築基金の強化。

B. 国際連合開発システムの重要な機能と能力を可能にするために資金メカニズムを強化

すること

153. 第一に、私たちは、国際連合開発システムの機関に提供される核となる資源のシェアの減少という傾向を覆すために、加盟国による新たにされた言質を提案する。とりわけ、国際連合開発システム全体の個別の機関に配分されるコア予算のパーセンテージが、全拠出金の 21.7%という現在のレベルから、少なくとも今後５年間 30%に増加されるべきである。これは現実的な目標であり、システムの様々な機関が、戦略的に行動するために必要な、柔軟に活動すること、パートナーへの強化された政策支援を提供し、またより広範な国際連合開発システムと協働することを可能にする最初の措置である。それはまた予算共有という解決を通じて実現されることが必要である、国際連合の持続可能な開発柱への普遍的な支援という原則に関する信頼を再構築する。

154. 第二に、私たちは割り当てられたノンコア資金の質を改善するために加盟国の支援を要請する。私はこれに関して二つの特別な目標を提案する：(a) 今後５年間、機関間の共同出資の資金を、2016 年の 17 億ドルから 2023 年までに 34 億ドルと倍化し、これにより、ノンコアの拠出金の８％から 16%への増加を示す；また(b) 機関特定の分野別資金を４億 700 万ドルから、これも 2023 年までに、８億ドルに増加する。

155. 第三に、私は、再活性された国際連合常駐調整官システムのための十分なかつ予測可能な資金を確保するために、加盟国による支援の呼びかけを繰り返す。現在の報告において、私は、年２億 5,500 万ドルという、再活性化された常駐調整官システムの費用を負担するために、通常予算からの分担金の配分を説明した。さらに、私は、予算外資金を通じて資金供給され、システムの資産を利用して、国内のパートナーに対して統合された政策資源を提供するために毎年 27 万ドルを全ての常駐調整官に提供する、3,500 万ドルの自由裁量統合資金の設立を勧告している。常駐調整官システムへの資金は、システムの再配置にとって重要であり、また、結果として、提案された資金契約の中核にもある。

156. 最後に、私たちは、二つの主要なメカニズムを通じての、より統合された国際連合の対応によりもたらされた、国レベルでの、財務上奨励された、拡大された影響への、加盟国の支援を頼りにする：(a) 毎年２億 9,000 万ドルの統合された政策を通じての、2030 アジェンダを促進する合同政策基金の資本化；および(b) 平和構築基金の拠出への飛躍的進歩。合同政策基金は、常駐調整官におよび新世代の国際連合国別現地チームに対して、国家が持続可能な開発目標を果たすことを助けるように、「権力」を提供するために考案された。

157. そのような国レベルの共同出資の資金は、国際連合開発援助枠組と密接に結び付き、常駐調整官が、持続可能な開発目標の実現を支援するために求められる、幅広い能力と機関横断的な共同を動員することを可能にする。平和構築基金は、私たちが、強靭さを構築し、またより広範囲な、予防のために統合された国際連合活動を促す、私たちの取組を強化する手段として、もう一つの重要な手段である。

158. 総合すれば、新しい常駐調整官システムの全コスト、統合基金および統合された政策を通じての 2030 アジェンダを促進する資産計上化された合同政策基金は、2016 年に開発のための業務活動のために国際連合により受理された拠出金の 295 億ドルの２％である。2030 アジェンダの変換可能な潜在性、加盟国が国際連合に対して担うことを正しく期待する特別の役割と、私たちの全体的な任務の緊急性を考えて、これは私たちが努力しなければならない最小限のように思われる。

図 IV

資金契約の相互の言質

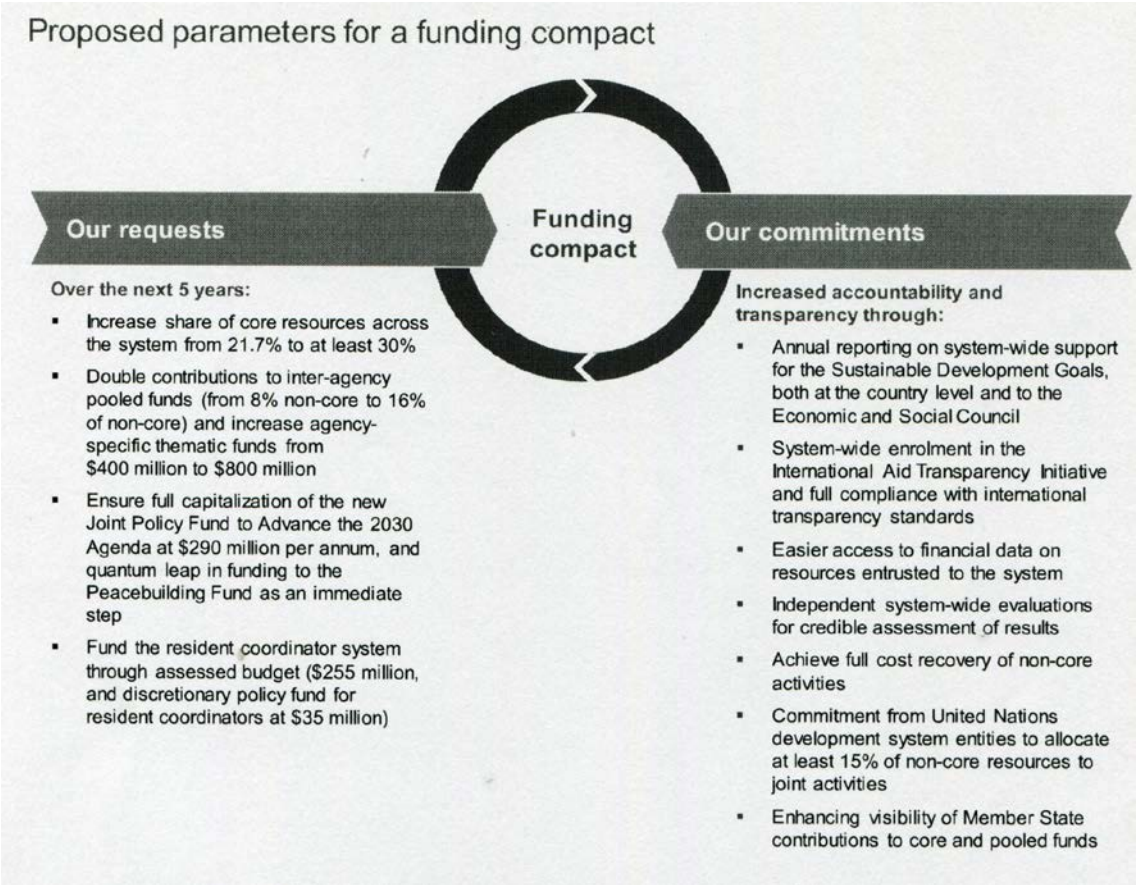

159. 資金契約を運用可能にするために、私は、2018 年の間、国際連合開発グループの議長としての副事務総長の指導力の下、加盟国との資金対話を設置する予定である。その一方で、私たちは、行動する立場にある加盟国に対して、すでに進展している、議会の承認に影響及ぼすことなく採用されうる即座の措置を目的にすることを奨励する。変化のための機運を捕えるために素早く行動することが重要である。

160. 結局、資金契約の成功は、それぞれの言質に応える全ての当事者に依存する。私たちのあらゆる部分の失敗は、コア資源の減少の循環に陥り、戦略的な着目と厳しく割り当てられたノンコアの資源による長期の関与にひどく制限された、国際連合開発システムに終わる。

161. 私は、これらは、加盟国が厳しい会計環境および議会と納税者からの監視の増加に直面している時に、実質的な要請であることを認識している。私たちは、資金契約は、システムの透明性、説明責任および結果の報告における相応の変化を求めるものであることを、加盟国からはっきりと

聞いてきた。最終的に、それは、変化を求める事例（気候に誘発された嵐やショックにより押し流されてしまった共同体の人々、感染症の大流行、不平等の悪循環、世界中の女性の三人に一人が何らかの形態の暴力に直面していること）と私たちが、誰も置き去りにせずまた最も遅れをとる人々に最初に手を差し伸べることを確実にするという私たちの公約を推進しなければならないこれらの数字と目標の後ろにある人の現実である。

IX. 結論

A. 変化のために準備すること

162. 決議 71/243 に対応して、私たちは、野心的なアプローチを採用することを模索してきた：2030 アジェンダを実現するために国連をしっかりと再配置することである。人々のニーズと私たちの時代の要求はこれに他ならない。通常の業務というアプローチと表面的な部分をいじくりまわす改革は持続可能な開発を達成するために国が必要としている支援を生み出さない。うまく作用するものに基づくことは重要であるが、しかし、国がこれまでの最も野心的な開発アジェンダに直面している際に、仮に国連が関連するパートナーであり続けようとするのであれば不十分である。

163. 総合すれば、提案された変化は、大胆なしかし現実的な前進を提供する。これは相互に強化する、不可分のパッケージである。常駐調整官の機能を、UNDP 常駐代表の機能と分離することは、常駐調整官の権限、メカニズムと資源を強化する強固な措置と併せて行われることによってのみ、変革的な変化に至る。経済社会理事会および国際連合の他の管理機関への提案された変化は、報告を行うシステムの強化された能力に依存し—またシステム全体の行動に責任を有する。より柔軟な資金は全ての取組を支持する。国際連合開発システムの再配置は内部管理の並行する改革の影響と、平和と安全の構造をも強化する。

164. 無駄にする時間はない。私たちは既に 2030 アジェンダの実現の２年目にいる。私たちが共有された目標を達成することを確保するために、私は、システムの一貫性、説明責任と効果を強化するために、現存の職務権限内で、全ての可能な措置を取っている。私は、総会決議 52/12B において定められた地位に関する規定に完全な効力を与え、持続可能な開発の包括的な責任を副事務総長に与えた。私は、国際連合全体から戦略的な情報を伴う、統合された意思決定を促進するために、執行委員会を創設した。

165. このような当初の措置は、既に、加盟国が求めていると述べていたものに厳密に基づいている：すなわち持続可能な開発のためのより公正かつ責任ある調整システムである。刷新される国際連合開発グループと人道および開発調整を前進させる合同運営委員会は、すでに活動しており、国家および国際連合国別現地チームが直面する課題に、求められた規模で、解決をもたらす。私は、気候に関する活動を前進させ開発のための資金調達において、加盟国を支援するために活動を増加する戦略を開始した。私は、私たちの作業の中心として、持続可能な開発の立場を再確認する上で重要となる、本報告に提案されているさらなる変化を支援するように加盟国に期待する。

166. 今後の作業は、激しくまた複雑である。変化は決して容易ではなく、また一度限りのイベントでもない。それは私たちの最大の資産—国連の職務権限を達成する革新的な方法を見出すことに専念する職員—により実行されまた引き起こされるプロセスである。私たちは、この変化のプロセスが円滑でありよく順序建てられていることを確保するために措置を取っている。私は、加盟国による承認の下で、全ての変化の措置の十分な実施に準備するために、包括的また透明性の高い方法において、変化管理チームを設立している。

167. 私たちは、変化のプロセスが、加盟国による決定の４年以内に完了しうることを信じている。新世代の国際連合国別現地チームや再活性された常駐調整官システムを含む、重要な勧告は、2019年末までに運用可能にならなければならない。他の予定表は、提案に関する加盟国の決定と一致して決定される。

B. 必要な職務権限

168. 国際連合開発システムの再配置は共有された責任である。私たちは、決議 71/243 において定められた職務権限に対応する私たちの最善の取組を用いた。私は、今回、総会と経済社会理事会の指導力の下、現報告に示された提案を行動に移すことを可能にする加盟国の支援を求める。

169. 私は加盟国に対して、現報告に含まれている提案のパッケージのビジョンと方向性を支援することをも求める。特に、私は加盟国に以下を求める：

(a) 特化した常駐調整機能の創設を含み、常駐調整官システムを再活性化する提案された措置を承認すること。再活性されたシステムの下、常駐調整官は、強化され独立した持続可能な開発グループ事務所により支援され、国際連合の国内の最高の職位の開発代表として政府により委任される；

(b) 国際連合開発システムの国レベルの駐在を通知することを助ける指示基準の使用を含み、新世代の国際連合国別現地チームへの提案されたアプローチを支援する；

(c) 国際連合開発システムの地域アプローチの改良のための、提案された段階アプローチに同意する；

(d) 経済社会理事会のまた国際連合開発システムのニューヨークに拠点を持つ諸機関の執行理事会の提案を審議し運用可能にするプロセスを審議する；

(e) **2030**アジェンダのパートナーシップへのより強力な制度上の対応およびシステム全体のアプローチへの私の要求を支持する；

(f)　国際連合開発システムが、全ての者のための**2030**アジェンダを果たすことを可能にする一方で、国際連合における加盟国の投資を最大化するという協力の新しい精神により設立された、資金契約の枠組を是認する。

170. 私はまた、**2030**アジェンダへの国際連合開発システムの対応にとっての指導枠組またロードマップとしての、システム全体の戦略文書の範囲の加盟国による是認を歓迎する。

171. 加盟国が画期的な決議 71/243 を採択して 1 年後、私たちは再配置された国際連合開発システムを実施しまた 2030 アジェンダの大志を高く評価することにこれまで以上に接近してきている。これは私たちが決して見過ごすことができない、比類のない機会である。外部の世界の難解な政策に思えるものの詳細について、見失うことが時に容易であるかもしれない。しかし私たちは私たちの任務について、決して見失うことができず、また本報告が全てである。それらは私たちが仕える人々に伝えるものであり、私たちの野心的な共有された目標に忠実であり続け、誰も置き去りにしないという私たちの全体的な誓約を遂行することである。私が、これら提案を進める、全ての加盟国の指導力と支援を期待するのはこうした考え方においてである。

付属文書

国際連合システム全体の戦略文書

2017 年 12 月 20 日

目的

１．2016 年 12 月 21 日、総会は、国際連合システムの開発のための業務活動の４年毎の包括的政策再検討に関する決議 71/243 を採択した。決議において、総会は事務総長に対して、対象のギャップと重複を特定しそれらに対処する勧告を提供し、比較優位を特定し、各職務権限に従い、機関間アプローチを改善するために、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実現を支援する、現在の機能および国際連合開発システムの現存の能力の再検討を行うことを要請した[1]。

２．同決議において、総会はまた国際連合開発システムの諸機関の長に対して、事務総長の指導力の下、経済社会理事会の 2018 年会期の開発のセグメントのための業務活動による審議のために 2017 年の末までに、2030 アジェンダの実現への全体的な支援を改善するために、効率的にまた一貫して適応する、具体的な行動へのこれら勧告を移しているシステム全体の戦略文書並びに新しい戦略計画とその機関の類似の計画文書に反映される、国際連合開発システムの機能と資金様式を強調する選択肢を策定し提出することを要請した。

３．現在のシステム全体の戦略文書は、決議 71/243 に含まれた職務権限への国際連合開発グループの当初の対応である。それは、国際連合開発システムの再配置と加盟国による関連する決定に関する事務総長のフォローアップ報告の発効の後に国際連合開発グループによりさらに改正される、具体的な行動と 2030 アジェンダの実現において国家へのより一貫した国際連合開発システムの初期のロードマップを定める。

４．戦略文書は、当初、2018-2019 年の期間に組み立てられ、後に、４年毎の包括的政策再検討の４年のサイクルと連携された。それは 2017 年 6 月に事務総長により委任された機能と能力の評価、および「2030 アジェンダを実現する国際連合開発システムの再配置：全ての者にとってよりよい未来を確保する」（A/72/124-E/2018/3）と題され、2017 年７月５日に経済社会理事会に提出された、事務総長報告書に基づく。現在の機能と能力の概要が 2017 年６月に行われて以降、地域レベルでの国際連合開発システム構造の再検討と 2030 アジェンダの実現への準備も行われた。地域的な再検討の結果は、2030 アジェンダに対応するために、能力のギャップを埋めるための勧告に対処し、また必要とされる現存の一連の技術能を強化する最善の方法に関するさらなる指針を提供した。勧告へのフォローアップは「2030 アジェンダを実現する国際連合開発システムの再配置：健康な地球上の尊厳、繁栄と平和に向けた私たちの約束」と題された 2017 年 12 月の事務総長報告；並列の管

[1] 決議 71/243、第 19 項。

理改革；国際連合平和と安全の構造の再構築；および平和構築と平和の持続に関する事務総長の近い将来の報告により通知される。

５．戦略的文書は、私たちの国連が、私たちの加盟国により合意された普遍的な価値と規範を守ることにおいてしっかりしていなければならないが、各国に対するその駐在、支援および一連の技能を適応させることにおいては柔軟であることを強調しつつ [2]、排除された人々や脆弱な人々の集団の代わりに唱道しそして全ての人権、経済的、社会的および文化的権利、並びに市民的および政治的権利の発展において国内のパートナーと協働する国際連合の共有されたビジョンの再確認 [3] を含む、2017 年 6 月の事務総長報告書支えている主要な指導的アイデアから始まる。それは以下の必要性を強調する：ミレニアム開発目標から持続可能な開発 2030 アジェンダへの国際連合開発システムの移行の加速化；開発のための資金調達のさらなる重視；より集中した、柔軟な、一貫したまた効率的な新世代の国際連合国別現地チームの確立；持続可能な開発を核となる職務権限とする、独立した、公平なまた権限を与えられた常駐調整官；全てのレベルでの国際連合開発システムの強化された指導力；地域レベルでの、より一貫した国際連合政策意見；システム全体の結果へのより強力な説明責任；および改革の取組を支持する資金。

６．戦略文書は、四つの指導原則により支えられる、これらアイデアへの国際連合開発システムの反応の最初の一式を反映する。

(a) 国際連合憲章全体において 2030 アジェンダへの支援における一貫性と連携；
(b) 2030 アジェンダの支援において強化される必要があるシステム全体の機能；
(c) 全体的な結果の評価、監視と報告のためのシステム全体の文書；
(d) これら取組を支援するためのより効果的な資金メカニズム。

7．対応は下記に示された枠組に要約される。

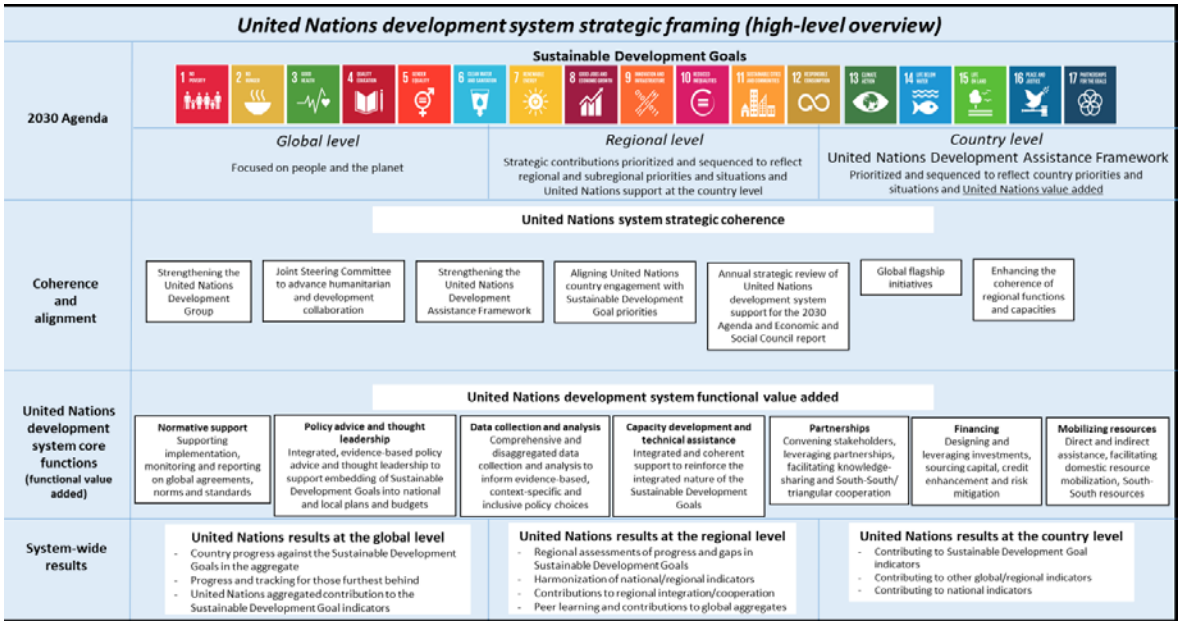

[2] A/72/124-E/2018/3,第 16 項。
[3] 同、第 14 項。

第Ⅰ部：2030 アジェンダの支援における一貫性と連携

８．グローバルな国際連合開発システムの構造は 2030 アジェンダを通じて国レベルで状況に当てはめられまた適用される必要がある。国際連合開発援助枠組に通知するための国際連合開発システムにより行われる共通の国別評価は、多様な資源とパートナーからの共有された共通の分析、および 2030 アジェンダの実施におけるまた持続可能な開発目標の実現における、国特定の障壁、リスク、課題および機会への理解に基づかなければならない。国際連合への実質的な注目、またしたがって、国におけるその技能と能力は、2030 アジェンダを含み、国家の優先事項と連携しなければならず、また憲章の目的と一致しなければならない。2030 アジェンダにおいて示されている、誰も置き去りにしないという誓約に即して、国際的な規範と基準は、国レベルまたその特徴的な役割、重要な要素として人権とジェンダー平等を組み入れる、統合された、人々中心のアプローチへの言質と推進力において、国際連合の任務の中心的な基礎を構成する。

９．国際連合開発の取組は、国での国際連合開発援助枠組の策定、監視および実施において、国家、地域および国レベルでの他の能力を考慮しなければならない。国際連合諸機関の長期の駐在は、特定の機関による独立したプログラミングの決定またはドナーの資金の利用可能性よりも、枠組の論理に基づかなければならない。国際連合開発システムは、国レベルにおいて戦略的に一貫しまた統合されなければならない。このシステム自身は、潜在的な付加価値の分析と国際連合の国内の能力に基づいた、より広範な優先事項と目標の部分集合にのみ取り組む。枠組は 2030 アジェンダの支援において唯一のまた最も重要な国際連合国別計画文書になるべきである。それにより、それは国における持続可能な開発の支援における国際連合の全体的な関与にとって、戦略的、活動的また結果志向の枠組となるだろう。

10. 国際連合開発援助枠組は、人権、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント；持続可能性と強靭さ：および説明責任により補強され、その包括的また統一された原則として、誰も置き去りにしないことへの言質を作り上げなければならない。枠組はまた、持続可能な開発目標の進展への脅威と後退を制限し、強靭さ、安定性、長期の包括的開発と平和への基盤における初期の投資を確保するために、国際連合開発および人道上の取組を結びつけなければならない。特に長期化する危機の状況において、多年度の人道的対応計画は、全体的な結果に着目することを確保するために枠組と調和しなければならない。

11. 特定の機関は、現地での活動に戦略的に一貫性がありながら、特別の職務権限または人道上の原則に従うために、活動上および/また明白に独特である必要がありえる。統合は、国際連合開発システム内のこれら特別な職務権限に譲歩することなく、国際連合の柱に及ぶ共通のレンズの適用を通じて達成できる。

12. 国へのシステムの貢献と価値を最大化するために、効果的な統合と調整が要である。国際連合開発援助枠組を通じての、国際連合国別現地チームの全体的なまた共同の影響を強化する、多大な

進歩がなされてきたが、より多くのことがなされなければならない。より効果的なシステム統合と実施が、国際連合の再配置の主要な結果の一つでなければならない。国連は、国家の結果に貢献する全体的な成果の考案において最大の影響をどこでまた如何に与えることができるのかに集中しなければならない。国際連合開発システムが常駐する平和活動や政治活動が展開する国において、計画、プログラミング、資金調達は、組織的にニーズ、リスク、脆弱さを減らすことを目指して、一貫したまた提携された方法により行われる必要がある。これは、同様に、市民社会、民間部門およびこれら成果に貢献する責任と能力を有する他のアクターとの効果的なパートナーシップの構築を要請する。

13. さらに、国際連合システムは、国際連合開発システムが最も遅れをとる人々に手を差し伸べ、誰も置き去りにしないことを確保するために、市民社会、特に周縁化された集団による、意味のある参加の拡大を助けるために召集する役割を用いるべきである。「2030 アジェンダを実現する国際連合開発システムを再配置する：全ての者のためのより良い未来を確保する」(A/72/124-E/2018/3)と題された 2017 年６月の報告において事務総長により確認された通り、改善された一貫性と連携は、国レベルでの統合された国際連合支援を強化するためにまた地域の優先事項と状況を反映するために、地域および本部レベルでも必要とされる。

14. パートナーシップは、資源、能力、大志を関与させまた活用して、国際連合を超えてアクターを関与させることにより、2030 アジェンダの実現において重要な役割を果たす。国際連合開発システムの一貫性は、国のパートナーシップのこの多様な生態系を、国または地域レベルでの、一つの活動上の枠組への統合を求めない。国際連合開発システムの統合は、共通の戦略的なビジョンと全体的な結果への相互の説明責任を確保しながら、幅広い多様な状況における、個別の職務権限内で活動する柔軟性と共に、共通の結果達成のための強化された説明責任を意味する。

15. 包括的かつ統合された 2030 アジェンダに対応するために、国際連合開発システムは、現在の機能と能力についての６月の骨子および、とりわけ、水とトイレ(目標６)、エネルギー（目標７)、産業と技術革新(目標９)、持続可能な消費と生産（目標 12)、および環境(目標 13，14，15)に関連した、目標の実施における進展とギャップについての多様な地域の評価に特定された、持続可能な開発目標の適用範囲におけるギャップに、より効果的に対処する必要がある。また、国際連合の諸機関がその関与に重複し、明確な役割と責任が不足している分野において（例　企業開発、環境、貿易、産業と投資)、持続可能な開発目標に関して、より一層の明確さを求めまた相乗作用を模索する必要がある。

16. 国際連合開発システムは、孤立型を横断する、現存の枠組、言質および構造に基づいて、よりよい柱横断の支援に向けて、またさらなる合同リスク分析と結合した計画、統合された政策助言、合同監視と報告に向けて進展する必要がある。これは、どの問題が国際連合システム全体の対応を必要とするのか、どれが比較優位に基づいた少数の選ばれた機関による結合した対応を通じて最もよく対応されるのか、どれが外部パートナーにより最もよく対処されるのか、についてのより明確な理解を必要とする。

17. 戦略的勧告

(a) 2018 年初期までに、国際連合開発システムの業務上の一貫性への言質の運用化のためのフォーラムを提供する、国際連合開発グループにより提案された新しい作業方法が実施されること；

(b) 2018 年までに、最近設立された、副事務総長が議長を務め、緊急救済調整官と国際連合開発計画（UNDP）総裁が副議長を務める、国際連合の理事レベルでの、人道および開発の協働を前進させる合同運営員会が、複数年に渡り、多様なアクターの集団という比較優位に基づいて、全体的な成果を明確にしかつ実施する現地の取組を指導しまた支援するために、十分に実施に移されること。合同運営委員会はまた、2030 アジェンダを支援し、人道および開発行動においてまた平和との連携において、より多くの相乗作用を促すことを模索する。

(c) 2019 年までに、国際連合開発援助枠組は、全ての国における結果のための計画および説明責任の、唯一の最も重要な義務的な国際連合の手段として、再検討されまた強化されなければならない。それは、国際連合の付加価値に基づいて、優先順位付けと目標横断の連携そしてシステムが取組に着目する国家の指標の特定化を含む、持続可能な開発目標の実現に関する国民対話の基礎として公式化されなければならない。

(d) 2019年までに、国内における2030アジェンダの実現を支援する国際連合の関与は—機関、基金、計画が常駐であろうとなかろうと—各国の国際連合開発援助枠組における持続可能な開発目標の統合と優先順位付けに基づかなければならない。常駐調整官は、枠組の範囲外で行われるあらゆる関与について十分に通知されなければならない。

(e) 国際連合開発グループの理事が、副事務総長の指導力の下、2030 アジェンダの実現のための国際連合開発システムの支援について年毎の戦略再検討を行う。この再検討は、一年の最後の四半期におけるグループの年次会合において、国際連合システム事務局長調整員会（CEB）の第二通常会期の周辺で実施される。再検討には三つの目的がある：(i) 国際連合開発システムによる持続可能な開発の適用範囲の強さ、弱点、ギャップと重複を特定すること；(ⅱ) 国際連合開発システムの機関間の補完性と十分に合意された分業を確保すること；および(ⅲ) システムによる全体的な行動へのシステム全体の最重要なイニシアチブを開始すること(下記のサブパラ (f)を参照のこと)。そうすることにより、これにより柱横断の支援への国際連合開発システムの言質をも反映する；

(f) 持続可能な開発目標の実施を支援して、戦略的国際連合会開発システム全体の一連のグローバルな最重要なイニシアチブが開始される。最重要なイニシアチブは、目標の適用範囲における現存のギャップ、重複および機会が、国際連合諸機関を、明らかに期待された結果を持つ特定の目標の支援と結びつける、国際連合開発システムによる全体的な対応を通じて、最も効果的に対処さ

れる分野において設立される。ある最重要なイニシアチブは、国際連合開発システムにとっての優先事項に関する現存の機関間イニシアチブに基づき強化する。五つのイニシアチブが重視される：

(i)　気候変動に関する行動(2017年のCEBの 第一通常会期において,CEBにより承認された、気候変動行動に関する国際連後システム戦略アプローチに基づく(CEB/2017/4/Add.1 を参照))；

(ii)　平等に関する行動（2016年のCEBの第二通常会期において、CEBにより是認された不平等と差別との闘いに関する行動のための共有された枠組に基づく(CEB/2016/6/Add.1 を参照)）；

(iii)　女性と女児に対する暴力の撲滅に関する行動（2017 年 9 月に開始された、スポットライト・イニシアチブ）；

(iv)　持続可能な開発のためのデータ革命に関する行動（2015年のCEBの第一通常会期において CEB により是認された、データ革命への国際連合システムのアプローチに基づく（CEB/2015/1を参照)）；

(v)　リスク、強靭さおよび防止に関する行動（2017 年の CEB の第二通常会期において CEB により採択された、リスクと強靭さに関する分析枠組に基づく（CEB/2017/6/,付属文書Ⅲを参照)）。

これら最重要なイニシアチブがどのように開始されたのかについての体系的、一貫した、また透明性の高いアプローチを確保するために、国際連合開発グループは、イニシアチブの範囲とそれらが特定されたプロセスを特定する、明確な基準と方法を策定させる；

(g)　国際連合開発グループと加盟国の間の結びつきは、（２月の)本会期の開発セグメントの業務活動の間、経済社会理事会への事務総長による年次報告を通じて強化される。国際連合開発グループ関連の報告は以下を重視する：(i) 年次国際連合開発グループ戦略再検討の成果；(ii) 国際連合開発システムの新しい最重要なイニシアチブへの提案または更新；および(iii) 2030 アジェンダの実現へのシステム全体の支援に関する結果、進行中の最重要なイニシアチブおよびシステム全体の一貫性についての進ちょく状況の提示；

(h) 2019 年までに、国際連合開発システムの地域機能と能力の一貫性は、国際連合国別現地チームへのより強力な支援を提供し、国境に及ぶ課題によりよく対処し、より強力なデータ分析支援を伝え、とりわけ持続可能な開発目標の進展とギャップに関して、地域の知識共有と革新を促進し、および、規範実用的な連携、唱道およびデータ駆動型の分析をさらに重要視して地域の協力を向上させるために強化される。システムに及ぶデータ共有の通信規約も合意される。

18. 実施勧告

(a)　国際連合は、自発的な国家再検討および効果的な実施を確保することについて国家を支援する他のメカニズム通じてを含み、分野横断の連携に取り組み、および誰も置き去りにせず、持続可能な開発目標を状況に当てはめる国の取組への支援を強化しなければならない；

(b)　常駐調整官は、2030 アジェンダの普遍的かつ統合された性質、その人々中心の焦点を尊重し、国際的な規範、また誰も置き去りにしないという包括的な大志に基づいて、国家計画および優先事項と合致して、また国際連合開発援助枠組に基づいて、特別の国の状況において、持続可能な開発目標とターゲットの実現のための、国際連合開発システムの支援を発展させ、またその調整に責任を持つ権限を与えられる；

(c)　国際連合開発援助枠組サイクルの最初に、常駐調整官は、規範的また人道上の職務権限に留意しながら、枠組の実施を前進させるために、国際連合開発グループの関連する地域チームとの調整において、国における国際連合の駐在が最も効果的な構成について政府との対話を先導する。関連する国際連合諸機関は、常駐調整官の助言を受けて、国における物理的な駐在の必要性およびその種類について審議する。それに基づいて、常駐調整官は、国際連合開発グループに、内部の打ち切りと受け入れ国政府への後の勧告について、国際連合国別現地チームの提案された構成について提出する。

第Ⅱ部：2030 アジェンダの支援において強化されるシステム全体の機能

19. 国際連合により行われる全ての開発行動は、多様な持続可能な開発目標とターゲットに及ぶ 2030 アジェンダの実現を支援する。これは、多様な範囲の能力構築、政策助言と唱道および国際連合の規範と基準の運用可能性を含む。

20. これら活動の中には、2030 アジェンダの効果的な実施の中心である一連の核となる機能がある。これらは次の 6 つの核となるシステム機能を含む：

(a)　グローバルな合意、規範と基準に関する実施、監視と報告への統合された規範的支援(決議 71/243　第 21 項(b)を参照)；

(b)　国家および現地の計画と予算に持続可能な開発目標を組み込む国家の取組を支援する統合された、根拠に基づく政策助言と賢慮された指導力(同、第 21 項（a）)；

(c)　根拠に基づいた、状況特定および包括的な政策選択を伝える包括的および構成要素に基づくデータの収集および分析(同)、第 21 項(c))；

(d)　能力開発および技術支援（同、第 21 項(c)）；

(e)　構成員に及ぶ利害関係者の召集、パートナーシップの活用および知識共有の促進、並びに南々および三角協力(同　第21項(d)および(e))；

(f)　紛争、避難民および災害により影響を受けた者、とくに特別の状況にある国における、直接の支援とサービスの提供。

21. 上記に加えて、事務総長は、2017年6月の報告の第44から46項において、国際連合開発システムの要請された別の中核となる機能として、2030アジェンダの資金調達の支援を特定した。これは、経済社会局の規範的能力を活用して、投資を考案しまた利用することにより国家を支援する強化された能力を含む。これはまた、資本を調達し、より強力な信用取引強化およびリスク軽減解決を発展させ、全体的な成果の達成の背後に多様な資金調達の流れを調整する、世界銀行、他の国際金融機関およびより広範な金融部門とのより強力なパートナーシップを意味する。これら全ての根底にあるのは、資源の動員(直接および間接の移転と支援の提供、国内の資源創出の促進およびドナーと南々資源の動員)において、国家への国際連合開発システムの長年にわたる支援および活動とサービス提供の特組みを通じての効果的な資源の提供である。

22. システム全体のアプローチは、国際連合開発システムが、国際連合の特徴的な比較優位の縮図である、これら中核となるシステムの機能を全体的に実行することを可能にするために、強化されまた更に発展する。各機能の下で提供される支援の全てが全体としてあるいは統合された方法により提供される必要はないものの、共通のアプローチは、機能および国際連合開発システム内の諸機関が、それらに行うことが期待されている貢献の一貫したシステム全体の理解を確保する。

23. 戦略的勧告：

(a)　2019年までに、国際連合開発援助枠組は、結果を評価するシステム全体の文書に基づいた国際連合の提供の統合された一式を強調しまた明確にし、また、国家レベルでより広範なアクターの一式との協働を考慮した、国家の結果と結びついた、特定された合同の成果に集中する。個別の機関の長は、全体の結果に責任を有しながら同時に、各機関の責任の範囲内で、取組の効果的な質、実施および執行に責任を有する；

(b)　2018年の末までに、データ生成、分解および分析におけるギャップ、非効率を克服するために、国際連合開発システムは、地域レベルを含む、連帯したより統合された分析、内部知識のさらなる利用並びに国際データ保護原則と一貫した、現存のデータ一式およびデータソースをよりアクセスしやすい、調和されたおよび利用可能にするロードマップを策定する；

(c)　2019年末までに、国際連合開発システムは、パートナーシップの共通アプローチを策定し、核となる機関の商用モデルとプロセスに反映される、現存する最善の実践に基づいた一貫した相当の注意基準を含む、民間部門とより積極的に関与する。それはまた先を見越しまた、市民社会

のための空間を開放することを助け、そして、とりわけ、周縁化された集団の有意義な参加を確保する、国連の召集する役割の利用に率先しそして首尾一貫してもいる；

(d) 2018 年に、開発のための資金調達への強化された支援への呼び掛けに応じて、事務総長は、経済社会局および国際連合開発グループとの密接な協働において実施される特化された戦略を開始する。

24. 勧告を実施すること：

常駐調整官は、システム統合の取組を強化し、また資金調達の流れとメカニズムへの強化されたアクセスを通じて、ギャップを特定し、最大限利用し、優先しおよび対応することを助ける権限を与えられなければならない。

第Ⅲ部：結果を評価し、監督し、報告するシステム全体の文書

25. 国際連合開発システムは、全体的な結果を含み、結果をもたらすことにより責任を担うようにならなければならない。これが持続可能な開発目標の時代において、国連の妥当性のためのリトマス試験になるだろう。国際連合の説明責任と結果は、国家計画と優先事項に反映されているように、どれほど効果的また効率的にシステムが、持続可能な開発目標、ターゲットおよび指標の実現にむけて進展しあるいは脅威に対処することにおいて、諸国を支援するのかによって評価されなければならない。

26. 国際連合開発システムは、加盟国により採用された実際のターゲットと指標と一致して、また、可能な限り、自らの進展について追跡する国のシステムを用いて、2030 アジェンダへの貢献を全体としてまた個別に評価しなければならない。これは、結果を評価し、監視し、統合するために適切な、また一貫したシステムを導入することとシステム全体のための並びに国際連合開発システムの個別の諸機関のための、実績と金銭の価値の説明責任を可能にすることを意味する。

27. 国際連合開発援助枠組は、持続可能な開発目標を通じて作られた、国際連合が国家を支援することに専念する全ての結果を含めなければならない。これら結果は三つの型の指標を通じて測定される：

(a) 持続可能な開発目標の指標への国連の共通の貢献から生じた国際連合の結果。これら指標は持続可能な開発グローバル指標としての測定と同等の単位を用い、国際連合の行動と持続可能な開発目標との結びつきを提供する。指標は、特に、各目標の下の、実現のための手段の指標を通じてを含み、国際連合が目標の実現に貢献する方法を示すために更に分解される；

(b) 他のグローバルな/地域の指標。これらは、持続可能な開発目標以外のグローバルな/地域の枠組に由来し、持続可能な開発目標および/あるいは指標のギャップを埋める；

(c)　国家の指標。このレベルの影響分析は、(国の優先順位に基づいて)所与の状況において関連しうる特定の国家の指標に用いられる。

28. 共通のアプローチを用いた持続可能な開発目標をもたらした国際連合機関の連帯は、システム全体の重複と矛盾を避けるために必要である。

29. 戦略的勧告：

(a)　国際連合開発システムは、全体的な結果を含み、結果をもたらすために全体としてより説明責任を果たさなければならない。各結果は、関連する機関により個別に適用され、国における全ての関連機関に統合される。国レベルの結果は、その後、持続可能な開発目標の国連とグローバルな貢献を示すために統合される（共通の評価と結果への注目は、国連機関が、その機関に特有の追加の実行指標について、その実行の収集および/または評価を妨げない）；

(b)　2019 年末までに、持続可能な開発目標の実施を進展させる国際連合開発システムの貢献に関する監視と報告のためのシステム全体のオンラインプラットフォームが導入される。現在用いられている多数の知識システムの解析を基にして、国際連合開発システムは、これら文書の便益に基づき、また、内部および外部の使用者のニーズに役立つ柔軟かつ軽快なしかしながら効果的な文書を策定すべきである；

(c)　国際連合開発グループは、2021 年までに、システム内のデータ収集と報告の方法の漸進的な調和を通じて、システム全体の結果について統合された情報を示す立場にあることを確保するために措置を取るべきである。

30. 勧告を実施すること：

(a)　全てのレベルでシステム全体の結果についての年次報告がなされるべきである；

(b)　機関特定の支出と結果に関する透明性は、国家と市民が私たちの支出について知らされていることを確保するために、国際援助透明性イニシアチブにおけるシステム全体の登録を通じて、強化されるべきである。

第Ⅳ部：これら取組を支える資金メカニズム

31. 全体的な結果を果たすために効果的に自らを再配置する国際連合開発システムの能力は、国際連合開発システムの資金の基盤を拡大し拡張することを助ける、システムが資金を得るやり方に対応する方法にきわめて依存する。戦略的に再配置された国際連合開発システムは、目的と恩恵に等しく一致し、システムが育成しようとしている核となる機能と変化に対して提供する一貫した支援

を奨励する、システム全体の資金調達文書に依存できることが必要である。核となる資源の継続した削減、増加された割り当てと予測不可能および短期の資金パターンに向けての傾向は、そのことにより国際連合開発システムが財源不足になった場合、協働、統合および相乗効果の創出を奨励する環境を生み出すために覆されなければならない。

32. 共同出資資金を含む、資金準備の地位は、長期および短期の優先事項の達成への適切な連携と資金調達の優先順位づけを可能にしながら、2030 アジェンダの実現を支持するために必要とされる中核となる機能の実施の資源とよりよく連携するために早急に再検討されなければならない。これに関して、知識、能力、専門性および革新的な財源のための国際連合開発システムの資源の構築を助ける革新的な資金調達プラットフォームの発展が優先事項でなくてはならない。資金メカニズムは、特定の国際連合機関、基金または計画よりも、常駐調整官の指導の下で管理される国際連合支援枠組における特定の結果と結びつく、国レベルの出資を含みうる。

33. 全体的な結果の効果的な実施は、特に国際連合開発システムの諸機関により果たされた中核となる機能の支援において、共同出資の資金メカニズムにおけるさらなる投資への戦略的な文書の呼びかけの下で生じる。システム全体の最重要なイニシアチブもまた、UNDP により運営される、国際連合開発グループマルチパートナー信託基金事務所により管理される、機関間共同出資基金を通じて、財務上支援されうる。国際連合開発グループは、最近、統合政策を通じて、持続可能な開発目標に向けた進展を加速化する常駐調整官および国際連合国別現地チームを支援する多大な規模に達することを目的とした 2030 アジェンダを促進する合同政策基金を設立した。この合同政策基金は、如何に資金が、機能と全体的な成果に―この事例では統合された政策支援―効果的に結びつくことができるのかについての一例として役立つものとして考案された。

34. 国際連合開発システムは、全国際連合の革新的な資金ラボを通じて、革新的資金アプローチを、全体としてさらに探る。この分野においてシステム全体として協働することは、相乗効果と十分な規模を達成するために必要である。革新的な資金により提示される機会から利益を得るために、加盟国は初期の投資のための創業資金の提供に専念でき、ガバナンスの構造および適切な説明責任の枠組を含み、また国際連合開発システムの革新的な資金解決のための柔軟な準備を支援できる。

35. 戦略的勧告：

(a) 資金契約：国際連合開発システムは、2030 アジェンダの実現において支援国において実現されることになっている核となる機能と結果を提供している支援と共に、核となる制度的支援を強化しまた連携するために、加盟国と資金契約を積極的に追求すべきである。資金契約は、アジェンダの達成において加盟国が必要とする支援の範囲を実施することを国際連合開発システムに可能にするために利用可能な、著しくより一層の資金調達資源のニーズを明確に強調すべきである；

(b) 資金契約の一部として、各個別の機関はシステム全体の透明性と説明責任を目的とした特別の行動に専念する。これは、財務上のデータの透明性の強化、現存の費用回収政策の十分な遵

守、および合同活動へのさらなる資源の割り当てを配分することの強化された言質を含む；

(c)　国レベルの共同出資の資金：国際連合国別現地チームは、個別の国際連合機関、基金または計画よりも、国際連合開発援助枠組の結果構造と連携した、国レベルでの共同出資メカニズムの設立を積極的に行うべきである。

結論

36. 加盟国および国際連合の諸機関は、新しい作業の方法の必要性を認識している。国際連合開発システムは、国レベルでさらなる取組に効果的に貢献するために国際連合に求められている、外部に向けた関与と国際連合以外のパートナーとの一貫性を増やすための措置を取りながら、一貫して作業しまた全体的な結果に説明責任を有することの利益を認識している。2030 アジェンダの支援において、介入への体系的な見解を取り、憲章に渡って共同して作業しているのか、あるいは統合された政策支援を生み出すために協働しているのか、さらに統合された様式において作業する事例は極めて明白である。現在のシステム全体の戦略文書は、如何にそのような協働が強化されえるのかについてアイデアの初期の一式を提供する。協働および調整を強化するさらなる取組が、これら当初の行動および加盟国から得られたフィードバックから学んだ教訓に基づいて、今後何年か取られるであろう。